

参議院農林水産委員会會議録第三十六号

昭和三十七年五月二日(水曜日)

午前十四時四十三分開会

委員の異動

本日委員石谷憲男君辞任につき、その補欠として柴田榮君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 梶原 茂嘉君
理事 櫻井 志郎君
仲原 善一君
安田 敏雄君
森 八三二君

委員

青田源太郎君
植垣弥一郎君
岡村文四郎君
重政 庸徳君
柴田 栄君
田中 啓一君
谷口 慶吉君
温水 三郎君
藤野 繁雄君
大森 創造君
清澤 俊英君
天田 勝正君

政府委員

大蔵大臣官房 松井 直行君
財務調査官 中野 文門君
農林省農林 坂村 吉正君
経済局長 吉正君
農林省農地局長 庄野五一郎君

事務局側

常任委員 安樂城敏男君
会専門員

説明員

農林省農林経済 酒折 武弘君
局農協同組合 部長

本日の會議に付した案件

○農地法の一部を改正する法律案(第三十九回国会内閣提出、衆議院送付)(継続案件)
○農業協同組合法の一部を改正する法律案(第三十九回国会内閣提出、衆議院送付)(継続案件)

○委員長(梶原茂嘉君) ただいまから農林水産委員会を開会いたします。委員の異動について報告いたします。本日、石谷憲男君が辞任、その補欠として柴田榮君が選任されました。

○委員長(梶原茂嘉君) この際、委員の異動に伴い理事が欠員となりましたので、その補欠互選を行ないたいと存じます。

互選は、便宜、委員長から指名することに御異議ございませんか。
「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(梶原茂嘉君) 御異議ないと認めます。理事に仲原善一君を指名いたします。

○委員長(梶原茂嘉君) 農地法の一部を改正する法律案(第三十九回国会閣法第六六号)、農業協同組合法の一部を

改正する法律案(第三十九回国会閣法第六七号)(以上いずれも衆議院送付)の二案を一括議題とし、両案の質疑を行ないます。
御質疑のおありの方は、順次御発言を願います。

○森八三一君 二十七日の委員会では、農業協同組合法の一部改正に関連いたしました農事組合法人の設立を認めるというところになるわけであり、その問題にしましては質問をいたしまして中断いたしておるわけであり、さうで、このことにつきまして、さらに引き続いてお尋ねをいたしたいと思

います。
で、農事組合の事業の範囲について質問の途中で小笠原委員の質問に入つたわけであり、規定によりまゝと、農事組合の行なう事業は一応三つに区分をされておるわけであり、第三号に規定してある「附帯する事業」ということについてある程度の質疑は行なわれなければ、その付帯事業の進行に伴って、農事組合のまあ親組合ともいふべき農業協同組合との間にいろいろの事業上摩擦を生ずる危険があるのではないかと、このことを非常に懸念するわけであり、

そこで、「前二項の事業に附帯する事業」ということについて組合部長から一応の説明はございましたが、今申し上げますような趣旨からいたしまして、御説明を願いました程度では、まだ非常に心配が残ると思うのであります。つきましては、この際、さらに

明確に農事組合法人の行なう事業につきまして、再度御説明をいただきたいと思ひます。

○政府委員(坂村吉正君) 先般の委員会では、農事組合法人の行なう事業については、農協部長からお答えを申し上げたところでございますが、第七十二条の八で、一、二、三と三号書いてあるわけでございますが、一は、「農業に係る共同利用施設の設置又は農作業の共同化に関する事業」、二は「農業の経営」、三は「前二項の事業に附帯する事業」ということになっておるのでござ

います。「附帯する事業」というのはどういふことかというところは、この間御答弁申し上げたとおりでございます。で、結局こういうふうなことで、農事組合法人がいろいろの農業経営をや

りあるいは共同利用施設をやるといふ場合に、既存の農業協同組合と非常に事業上問題があるのじゃないかという御心配は、これは前々からもいろいろそういう問題がございまして、十分まあ検討いたしましたわけでござい

ます。そこで、農事組合といふものは、先般来もお話し申し上げておりますように、いわゆる農業協同組合の組織の中に実問題としては取り込んで、そして末端におきますところのほんとうに人的結合の強いところの小さなグループとして、このグループがほんとうにあるいはその直接経営をやるとか、あるいは農機具を一緒に所有するとか、そういうようなことをまあやつていこうと、こういうようなこ

とで考えたわけでございしますので、ですからこれは本筋をいたしましては、農業協同組合の正会員となつて、

そうして正会員にならないような資格のものには准会員でもけっこうでございます。また、農業協同組合の正会員となつて、そうして協同組合の一環として活動していく、こういう場合に考

えるべきものであらうと思ふのでござい。で、建前といたしまして、農業協同組合のほうの法律の全体の体系は任意加入です。加入脱退自由という

こういう建前をとっておりますので、そこで協同組合に対する加入の關係等も、あるいは強制加入というふうなこともひとつも考へてはおりませんけれども、建前としてはそういう法体系であり、

そういふ点では考へておりませんが、全体としてはやはり協同組合の一環としてやると、こういうふうなことで、政府もそういう考へ方で指導いたします。それから、農業協同組合自体もそういう考へ方でこれを育成をして、自分の体系の中で育てていくと、こういう考へ方では

やらなければいかぬじゃないかと、こ

ういふふうな考へておるのでござい

まして、この点は法律の問題とい

うよりも、むしろ現実問題であり、指導の問題であり、それから農業協同組合のほんとうの熱意があるかどうか、そういう一つの問題になるのじゃないかと思つております。

な方針で指導をし、育成をし、また農業協同組合も、同様の感覚に立つて農事組合に接していくというところは当然であつて、好ましいとは思いますが、けれども、法律上には、必ずしもそういうことにならない場合も存在しているのだというところなんです。そこで、その農事組合法人の行なう事業が非常に拡大されてくると、そういうことを通して、農業協同組合との間に事業上の摩擦を惹起する危険が非常に多くなるわけでありまして、そういう趣旨のものといつたしましては、農事組合法人の行なう事業というもののについて、法律上解釈がまちまちになったり、あるいはその受ける人によって、拡大して解釈することも可能であつたりというようなことを避けるべきである、こう思うのです。ついでには、農事組合法人の行なう事業というものは、一体どういうものかというところをはつきりさせておきたいということが、私のお尋ねをしておる趣旨なんです。第二号にあります農事組合の経営というところは、一体それとどういふ範囲をさすんだと、それに付帯する事業とは一体どういふことをいうんだというところを具体的にしたいだけなれば、私の今申し上げておるようなことが杞憂に終わるのか、あるいは杞憂でなくて、さらにこの際そういう点について明確を保持するような内容を規定するなり、あるいはそういう方針というものを明確にしておく必要があると思う。でございしますから、そういう趣旨は私はよくわかります。そのとおりでなければならぬと思うのです。思うが、法律行為としては、それはならない場合も存在しているというのですから、そこで、そう

いふ場合を心配いたしますと、この法の規定しておる事業の範囲というものを明確にしておくことによつて問題の処理ができる、こう思いますので、第一号の共同利用施設の設置だとか、農作業の共同化というところは、その議論はございませぬけれども、農業経営というこの広範なる規定ですね、この範囲は一体どういふことにお考えになっておりますか。

○政府委員(坂村吉正君) 御質問の農業経営というものは、文字どおり農業経営でございまして、農事組合法人が経営の主体となつて農業を、農業といひますのは要するに協同組合法にございしますように一つの定義がございしますから、この農業をやるといふことがその農業経営でございします。ですから、例を申し上げますれば、土地を提供し合つて、そして農業と一緒に、経営を一本にいたしまして、まあ耕作をし、販売をし、それから資材を買ふとか、こういうことが当然農業経営の中に入るといふことがございします。それに付帯する事業と、こういうことで考えられる問題といひましては、まあたとえばくだものを作りましての場合には、それに對しまして簡単な加工をやつて、それで売るといふようなこともございします。そうし、そういう作り出した農産物の加工というものは、非常にいい例じゃないかと思うのでございします。そういうようなものもございします。たとえば農事組合法人で非常に大きな農機具を持って経営をやる、しかしその農機具があつておるときがございしますから、その場合に、これは人たにたとへば貸して使わせるというやうなこともございしますし、まあそ

うやうやなものを例として考えられる場合には、これはいわゆる付帯する事業として考えていいんじゃないかといふやうな関係がございします。で、問題は、組合員の経営にほんとうに掛け込んでいない部分がある場合もございします。そのやうなやうなことにいつての共同販売とか共同購買とか、そういう農業協同組合と同じやうな仕事ができるかどうか、こういうやうな問題であらうと思ひますけれども、これは組合員以外のものについて、そういうたとへば共同販売、共同購買、あるいは販売、購買のあつせんというやうなことをやることは、これは非常に農事組合法人としては行き過ぎでございまして、そういうやうなことはここで考へておりませんけれども、実際問題として、五人なら五人の組合員が農事組合法人を作りまして、それで米なら米の共同経営をやつてゐる。しかし、その他に果樹とか畜産とかいふやうなものは別の経営で、別の、独立して組合員はやつてゐるのだといふやうな場合には、そういう場合に、そういう果樹のための資材の購入のための世話をやるかしないかといふやうな問題が、非常に微妙な問題であらうかと思ひます。で、そういうやうな問題も、実際問題といひましては、そういう小さな集まりでございします。で、そういうやうなものが農業協同組合に繋がります。それでその組合員の資材の購入等の世話をせよといふやうなことは、これは場合によつたら、たとえば農業経営についての付帯する事業の範囲で考へてもいいといふ場合もあるのではないかと、あま

りにも窮屈にそこを、制限を厳格に考へますと、組合法人自体の活動にも支障があるのではないかと、いふやうな感じもします。で、そこら辺の点は、そういう場合も起つてくるだろうと思つておられます。いづれにいたしましても、そこら辺が非常に微妙な問題でございします。で、そういう点は十分ひとつ今後の運用上の問題といひましては、協同組合の事業と混淆しないやうに、それから農事組合法人を何とやらまきとめていけるやうに、緊密な考へ方のもとに、この事業についてのやり方、あるいは範囲といふものについて、十分御趣旨に沿うやうな形で、指導の基準なり通牒なり、そういうやうなものをひとつ出して、そして問題のないやうにしていきたいといふふうに考へております。

○森八三三君 おっしゃる趣旨は、私もよくわかりますが、今お話にあつたやうに、非常に微妙であつて、そういう点については、運用の妙を發揮しなければ、農事組合の発達を阻害する場所もある。だから農業協同組合との間を十分調整しながら善処をするといふやうな趣旨の御発言だと思ひますけれども、引例されました農業経営に付帯する事業といふ中で、全部のものが協業されている場合には、問題は起きないと思ひますが、部分協業といふやうな場合にはおきましては、自立部分として残つてゐる農業経営部分が相当にある。その農業の経営にも、資材その他のものを必要とするといふ場合に、本来の農事組合法人の農業経営に入り用な部分と、残されてゐる自立経

営部分に必要なものとが同一である場合、あるいはその生産物が同一である場合もあると思うのですが、そこでその付帯事業として、残されてゐる部分を、これは農事組合法人からいへば、自然人としては一緒に組合員たる資格を持っておられますけれども、これは事業の内容からいへば、組合員外の事業に属する事業であるわけですから、そういう部分まで一緒にやつてやるといふことが、農事組合の発展のために好ましいといふ場合には、それを認めるんだといふことになりまして、そのことが拡大をされていつて、結局農業協同組合との間に摩擦を起す危険がある、こう思ふんです。で、前段にお述べになりました、あくまでも農業協同組合の正会員とならないものは認めないといふならば別ですけれども、加入、脱退自由だいたしますので、私の心配するやうなことはそういうやうな事業の範囲を拡大することにやつて生じてくると思ふんですが、そういう場合は規制するといふ態度に出るべきではないか。農業協同組合はどなたでもないといふなら別です。けれども、これは農基法の実施上、農協といふものが一番中核になつていかなければならぬといふことは明確になつておる。その農業協同組合員の事業の運行に支障を来たすやうなおそれのあることを、農事組合法人の設立によつて誘発するといふことは敢て私は避くべきだと思ふのです。そういう趣旨ではないやうな御説明ですから、くどくお尋ねするわけなんです。趣旨としてはわかつております。実際行為としては出てくる場合があるのか、こ

○政府委員(坂村吉正君) おっしゃいますとおり、協同組合の全体の運動、運動といえますか活動とあわせてこの農事組合法人の活動というものは考えていきたいというふうに考えておるのでございます。ですからしたがって、いろいろそういう共同利用

すか、そんなことが。ただ、指導して、希望することは自由ですよ。けれども、そのために法律上、法律行為としてそういうような農事組合については、事業の一部を禁止するとか制限するとかいうような法律上の行動が起こせますか。

や、共同販売、共同購入というよう
な行為が起りました場合において
も、私たちの考え方からすれば、前提
として協同組合とこれは異質のものと
はございませんで、協同組合の運動の
中で行なわれ、協同組合の法体系の中
で生まれた法人である、こういう考え
方でおるものでございますから、そ
ういふ問題は現実問題としては起こさ
ないような指導もできますし、それか
らそういうようなことが万々起りま

○政府委員（坂村吉正君）　ここにいます付帯する事業というのは、法律では、ほかの法律でも同じようでございます。同じでございますけれども、付帯する事業というふうに書いてあつて、付帯する事業というもの、の解釈は、これはまあ実情によつて、ある程度解釈の幅があると思うのであります。ですから、私は、かりに先ほど申上げましたように、農業協同組合の全体の組織の中でこれは活動をすべきも

しても、これは問題としては非常に片づきやすい問題だというふうに考えておるのでございますが、もし、かりにこの農事組合法人の活動が、農協全体の活動に非常に大きな支障を来たすというようなことがございますれば、それはその際にはいろいろ付帯事業等についての制限なり規制なり、そういうものも考えなければいかぬと思っております。で、まあ、いずれにいたしましても、両々相待ちまして一緒になっ

のだ、こういう根本観念のもとにいろいろ指導して参りました、そういうことをやって参りましたが、農業協同組合と摩擦が起こつて非常に問題だというようなことが起こるような事業は、それは場合によつたら付帯事業の範囲を逸脱しているようなことをやっているんじゃないかというふうにも考えられるのでございまして、かりにそういうような事業がありますれば、これは事実をよく調査をいたしますれば、付

て一つの協同組合の活動として伸びていきますように、こういう考え方で指導いたしたいと思っています。

○森八三一君 そんなことできるのですか。進行していく過程で、付帯事業として認められる事業が行なわれておる段階で、それが協同組合との間に摩擦を生ずるという事態が発生した場合においては、付帯事業を行なうことについて禁止をするというような措置ができませんか。

帶事業としてはちょっと行き過ぎじゃないかというようなのがあるうかと思えます。そうでなくて、一般の場合には農事組合法人というやつは、大性格としては協同組合の会員として活動するんだ、こういう末端のまとまりでございしますので、これらのものがかりに自分の経営に属していいとところのほかの部分の共同購買なり、共同販売なりというものが行はわれまし

て、これが場合には協同組合としてはかえってプラスになる。まともやりやすい方法でできるわけでございますから、末端が強化されて参るのでございますから、プラスになるという面が非常に多いのではないかと思う。そういう、いろいろな心配をすれば、新しい制

度でございますから、心配はいろいろあろう。あろうとは思いますが、根本観念はそういう観念で指導して参りますれば、特別に心配をしなくてもいいのではないかと。事態によつてはそれはいろいろと問題もございますし、あるいはどうしてもそういう重大問題になるようなことがほんとうに起こるのであれば、そのときになって考えれば、いい方法もあるのではないかと考えております。

○森八三一君 一体、農業経営をやっている個々人は、農業協同組合に組合員たる資格をおおむね持つておると思うのですよ。加入、脱退自由ですから、全部入っているということは言えませんけれども、実態として入っている。個人で組合員たる資格を持っている人が、全部かあるいは部分か知りませんけれども、この農事組合法人の設立によって、もっと生産性を上げていく、こうということをし得るわけですが、

その農事組合法人の直接の農業経営に入り用な事業というものはやっていいのですよ。けれどもそれに付帯する事業は、個々の組合員たる資格において農協としてつなぐべきで、クツジョンを一つ入れて、農事組合がやるということを確認すること自体に問題がある。組合員たる資格を持っておられない者であれば、便宜、農事組合のほうで扱ってやるという必要がある。

る。農業生産の進展のために入り用ということもこれは考えられる場合があると思うけれども、二重に加入しているのですから、そういうような付帯事業として行なうことが必要であるという場合には、別の組合員たる資格において事業をやるという、組合の事業を

利用するというところで事は足りるのではないか。ただ具体的な行為として、直接組合法人の所要する肥料を運搬するのに、今度は協議されていない部分の肥料を組合員が別の資格において求める、そのつど別々にこれはしておく必要がないから、一緒に運んでいくということは、これは組合が考えればよいわけで、農事組合法人が考えなくてよいことだと思う。今お話しのような、農事組合法人の農業経営に直接す

る部分以外の流通過程の問題について一緒にやっていったほうが便宜だということは、私は起きないと思うのです。が、そういうことを考えられること自体が、すでに両者間の摩擦を誘発するひとつの問題を提起しているのではないかと、政府委員（坂村吉正君）おっしゃるのとおりでございます。そういう問題が起きなければ、それはけっこうでございます。

○森八三二君　そうすれば、付帯事業

といふようなことについて、今御説明のようなことをこれは考えるべきではないのではないか。

○政府委員(坂村吉正君) 起きなければけっこうでございますが、いろいろな昔の例を見ましても、現在の末端の現状を見ましても、協同組合は非常に大規模化をいたしまして、末端の組織というものを非常に要望しておられるわけでございます。そういう姿になってお

るのでございますので、たとえば協同組合はもちろん個々の人間が加入をいたしましたして会員になっておりますから、個々の人間が共同買贈、共同販売で利用してけっこうでございますけれども、まとめてこれはやってもらったほうが、それが協同組合につながるな

らば、そのほうが便利だ、だから何とかしてそうしてやってほしいという私は末端の姿が相当あるのじゃないかと、思うのでございます。その場合に、お前、農事組合法人はそういうことを絶対やってはいけないのだということを、はたして現実問題として言い切れるかどうか、これは非常に疑問だと思えます。ですから、その事態々に応じて、農事組合法人が自分の組合員のものについては協同組合とながつて

共同利用事業、共同販売事業をやつてやるのだという、それが協同組合とも摩擦も起きないし、實際協同組合もそのほうがスムーズに仕事ができるのだという実態がありますれば、それは何か付帯する事業という解釈にすんなり何して救済してやるという、そういう点を考えてやるというほうが、現実問題としては私は親切なんじゃないかというふうに考えておるわけなんでございます。

○森八三一君 どうもそこが、幾ら議論しても平行線だと思いがね。農事組合が農業協同組合と個々の組合員における事業において便宜をはかつてやるとか、あつせんをするとかいうような場合は、僕は事実行為としてはああすると思うのですけれども、農事組合法人の事業としてそこまで拡大していくということはいけな、事業としてやることはいけな。もし、事業として

これをやるということになれば、その農事組合が必ずしも農業協同組合の下部機構でなければならぬという強行規定はないのですから、ときによって今言うような問題を誘発する。ですから、どこまでも農事組合の行なう事業というものは、農事組合本来の農業経営に直接のものであって、その他の部分を事業としてやらぬでもいいじゃないか。

○政府委員(坂村吉正君) おっしゃる通り、まあ共同販売とか共同購買とかいう、そういうもののおつせんをするということもございましょうし、それからあつせんをすることもやっぱり事業でございまして、それじゃそれとできないと非常に厳格に法律適用を考えていきますと、それもできないということになるわけでございます。ですから、それは実情に應じて、協同組合の全体の活動の中で動くという、そういう根本的な指導理念で動いておるのでございまして、そこら辺は実情に合わせてなるべく動きやすいように考えてやるのが親切じゃないかという感じがいたしておるのであります。ですから、それはそういうことは実情に合わないのだから、絶対にこれは農事組合法人はそういうことをやっちゃいけないのだ、それで組合の人間は全部農協と直接ならなければいけないのだと、こういうようなことを考えるのは、また一つの考え方でございますけれども、そういうどちらにも割り切れる問題じゃないかと思うのです。で、末端の要望は、前からの要望は、農業協同組合が非常に規模が拡大いたしましたので、末端組織がぜひとも必要だ、こういう要望が現実にご

ざいます。しかし、農業協同組合法の全体の法体系からいたしまして、たとえば昔の農事実行組合というものの近い農事組合という考え方でございすけれども、こういうようなものを農協の強制加入だというような、そういう制度はなかなかとりにくいものでございすから、指導としてそういう方向でやっていくという考え方のもとにやっておるのでございすから、一面では事業体になるといふ問題と、もう一面では農協の下部機構としての機能も相当やっぱり持つんだ、そういう両方の面が農事組合にあるかと思ひます。だからそこら辺の調和をよく考えまして、事業についても指導して参らなければならぬじゃないかというふうに考えておるわけでございます。

○森八三一君 この問題は一応その程度にしておきまして、その次に農事組合の規模は一体どういうことをお考えになっておるのか。先般の御説明では、きわめて小人数の結合体であるという御説明であったと思ひますが、法律にはどこにもそういうことが出てこないの、新たに生まれる農事組合法人の規模についてお伺ひいたします。

○政府委員(坂村吉正君) 五人以上と、こういうことで法律は最低限だけを規定しておるのでございす。が、先ほど申し上げましたように、農業協同組合全体の組織の中で、農協の下部機構としての機能を、そしてやはり実態も考えていかなければならぬ、こういうこともございす。それから農業経営をやる経営体によって経営をやる、それから共同利用、共同作業をやる、こういう性質から考え

まして、当然その大規模なものは実際問題としてはできないのじゃないかと思つております。それでは法律上二十人以上内だとか、三十人以上内だとか、そういうことを規定することが、はたして実情に合うかどうか、こういうことになりまして、これは非常にきこちなくなりまして、非常に問題でございすので、法律上としては五人以上というところだけを押さえて、あとは実際の動きに応じて、いろいろ指導していったらどうかというふうに考えておるわけでございます。

○森八三一君 その問題に関連して、もう少し個別にそれではお伺ひしますが、農事組合の規模については最低の五人という人数の制限は一応置いておる。それ以外については農事組合を認めようとする趣旨にのっとり指導育成をしていくのだということと、すけれども、その法律上の規定がないということになります。というところ、五人以上であればその農事組合の設けられる地域と申しますか、組合員の存在する地点と申すね、というものについては何らの制限がないということになりますと、甲の村の農業者が一人と乙の村の農業者が一人というように、点々と組合員が五人以上でまじり、養豚なら養豚の多頭飼育を計画したという場合には、それは組合の存在と認めるといふことになりますか。

○政府委員(坂村吉正君) そのとおりでございます。○森八三一君 なりますね。○政府委員(坂村吉正君) そのとおりでございます。○森八三一君 そういたしますと、その組合の組合員は、それぞれ自分の

所在する地域の農業協同組合の正会員としての資格を持っておりますね。その組合の事務所の所在する地点の農業協同組合の正会員なり准会員の資格を得るということになりますね。その農事組合が付帯事業を行なう場合はどうなるんですか。その場合にそれぞれ組合員としては別の農業協同組合の正会員たる資格を持っておる。農事組合としては別の農業協同組合の正会員なり准会員の資格を持っておる。そうして付帯事業が行なえるのだということになると、その農事組合の所属する農業協同組合を利用するということにならざるを得ないと思うのです。建前上は、そういう場合が発生するのじゃないませんか。

○政府委員(坂村吉正君) おっしゃる通り、その例もあるかと思ひます。しかし、ですから、そういう場合には、たとえば甲の組合の地区の人間と乙の組合の地区の人間とが一緒になって農事組合法人を作ります。そして所在地は乙のほうにございすというように、場合により、それでは付帯といふような、経営以外のものについての共同販売とか、共同購買をそれじゃやってやろうじゃないかという相談がおそろく整わないのじゃないか。たとえば甲のほうでは、おれはここの組合員だからここのほうの協同組合を利用するということになれば、それはそうやればいいし、おれはここの協同組合を利用しない、こっちは農事組合法人で一緒に利用してもらおうじゃないかという、こういう話に農事組合でなれば、それを利用したらいじゃないか。実際問題としてはそういう話し合

いの上でいろいろ問題は片づくの、あるまいかというふうに考えております。これをいろいろ法律で縛る。あそこに入っちゃいかぬ、ここを使っちゃいかぬということ、末端の組合でやるべきかというところは、非常に疑問じゃなからうかというふうに私は考えるのです。

○森八三一君 非常に何といひますか、常識的にいひますか、好意的にいひますかにお考えになっておる。私はその気がいけないうようなのじゃありませんが、そういうふうにおおらかに考えておるというところが、実際問題としては問題を惹起するのだ。ということ、は、農業協同組合も自己の組合の経営に、職員としては非常に忠実に一生懸命にやっておるといふと、今の

ような設例の場合に、付帯事業としてやれるのだということになりますと、手数料だとか何とかがいふものがおれのほうにくればこうだとかいふ、非常に醜いことでございす。事実行為としては起るでしよう、それは。そういうことが農業協同組合の発展を阻害したり、農業協同組合間に摩擦を起したり、農業協同組合と農業者との間に摩擦を起したりする危険を感じるといふことなんですから、ただそういう場合はないでしようとか、ないことを希望するといふだけでは、私は現実には即さないと思ひます。そんなことはもう私がこれ申し上げません。でも、現実の姿としては、今農事組合ができてくるときでも現にあるでしよう、そういうことが、それをさらに多数の農事組合の設立によって、より一そう激化せしめていくという危険を感じるのですが、そうお思ひになりませ

んか。

○政府委員(坂村吉正君) 他人ではございませんで、同じ農協の陣営内の問題でございませんで、そういう点は、私は農協運動としてはおおかたにやはり考えるべきものではあるまいかと、うふうな感じがいたしております。そこで、末端のいわゆる農事組合というやうなものをいろいろ検討してあります段階でも、農協のほんとうの末端の要望はおおらかなもので、あまりきすぎず法律で縛らないもので、そうしていろいろな活動ができるやうなもの、とにかく政府として考えてほしい、こういうのが実態だろうと思ひます。いろいろ協業を進めていくといひます場合も、こういうものでなければだめだといふことを縛られたのでは、非常に窮屈なものですから、ここでは農事組合といひましても、法人格を持つておるものも持てないものも自由だし、非出資のものも、出資しているものも自由、そして全体の農協の陣営内の末端の農事組合としての一つの組織として考えていく、こういうことを日常考えておられますので、そういう実態からいひまして、あまりそこら辺はきすぎしないで、実際に応じて農協の内部の問題としておおかたに考えていくべきじゃないかというふうな、非常にお言葉を返すやうでございませうけれども、私はそういう考えのものにいろいろ検討して参りましたし、今後もし指導して、摩擦やなんか起こらぬやうに指導して参りたいというふうな考えでおるわけでございませう。

育成なり、そういうものを法的にも認めていくやうな制度を希望してゐることは、私はそのとおりだと思ふ。しかし、そういう感覚の中には、農事組合と農協協同組合の地域性というものを私は考えておると思ふ。今度の農事組合法人では地域性はないのです。かつての産業組合当時の実行組合には、おおむね地域性というものが前提になつておつたのです。その協同組合の区域内における部落を区域とするというやうな、地域性というものが非常に強く出ておつた。今度の場合は、ただ人数の五人以上といふことだけで、今私が設例いたしましたやうに、地域性は全然考えておらぬ。ただ生産を増強していくための協業、共同化ということになりまして問題が起きます。お話をすることはわからぬわけじゃありませんけれども、農協の關係者が希望してゐるの、どこまでも地域性というものを考えておるから、そういう希望が非常に強く出ておるのである、地域性を無視して、今お話しのようなことを希望するといふことは私は、ないと思ふ。その点はどうなんですか。

○政府委員(坂村吉正君) 戦争前の農事実行組合はおっしゃるやうに地域性がございしましたが、しかし、あの当時完全な農協の下部組織としての考え方でございしましたが、しかし今度の場合におきましては、一面においては農協の下部組織という考え方もございしますが、また他の一面においては、協業化、農業の近代化、こういう面が強く浮かんではゐるわけでございませう。そういう意味から申しますと、たとえば農協の地域の両方にまたがって、地帯として、地帯の実際の自然条件として、これは両方のまたがったところが一緒にならなければ、協業というものができないのだという地帯もございませうので、そういうものもございませうから、地域性というものを一応は置いたのであります。今の現実はどういうことか、その要請になつてゐるものでございませう。その要請にこたえて地域性をはずしたわけでございませうが、ただそのために農協協同組合とのつながりの問題、事業の問題というやうなことに、きましまして、前とは違ひまして、よほどその農業というものの考え方を自主性を十分持ちまして、そうして農協活動化を進めていくのだといふことが、非常に農協陣営、農協の人たちがそういう気持ちでやつていかないと、おっしゃるやうないろいろな問題もあらうと思ひますが、これは農協の考え方もだいたい進んで参つてゐるのでありますので、そういう問題を起さないやうに、やはり農協の内部でも問題はありまして、うけれども、政府としてもそういう考え方で指導して参りますれば、その心配をしなくてもいいのじゃあるまいかといふやうに考えてゐるわけであります。

○森八三三君 結果はたいした心配をしなくてもいいという結果になるでしようし、そういうことになることを私も強く希望いたします。いたしまするが、農事組合の設立の目的が、農業の生産性を向上せしめるために、協業だとか共同化というひとつの新しい方向を強く推進することに意味があると思ふのです。そうなりますと、そういうやうな組織が、私の設例いたしましたやうにいろいろの農業協同組合の地域にまたがって作られ、しかもそれが付帯事業をやれるのだ、その付帯事業についてはあいま模倣としてゐるといふその中にいろいろ問題が起る。だから窮屈に縛りつけてどうしようかといふやうなことを考えるものではございませう。農事組合の所期する目的が十分達成されるやうに考えなければならぬことは当然でございませうが、それと付帯事業等によつて、本来の農業協同組合、あるいは農業組合と農事組合との間にいろいろ問題が起るやうなことは避けていくべきではないか、それを避けるために、農事組合の本来の目的をゆがめたり、その発展を阻害するといふことであつてはならぬと思ふのであります。がしかし、私は付帯事業といふものについて、ある程度の制限を設ける、ある程度というよりは、むしろ厳格にしたほうが農事組合の発展のためにも好ましいし、農事組合と農業協同組合あるいは農業協同組合間に起るであろう摩擦といふものを未然に防止するゆえんになると思ふのであります。こういうことは、私のやうな感覚で整理されずに法律が打ちまつたものだから、どこまでもこの法律をお作りになつたときの趣旨の御説明を繰り返されるだけで、ちつとも反省されませんから、もうこれ以上やつたつて平行線ですが、これは将来農事組合ができました事実が証明します。証明したときは間違つたと言つても、これはあとの祭りなんですから、たいへんな私は問題が起きてくると思ふのです。このことははっきり私は申し上げておきたいと思ふのです。農事組合の付帯事業といふものについて明

確にしておかなければ、農事組合の組織について地域制というものがここに一つ欠けておられますから、事業は重点的に施行されておる。そうすると、と、設立される農事組合といふものは、理論的には数カ町村なり、数農業協同組合の地域にまたがって設立される場合があり得る。そういう場合に、農業協同組合間に一つ問題が起ると思ふのです。それから農事組合と農業協同組合間にも問題が起る。そのことが結果的には農業協同組合の発展を阻害する。農事組合はそれでいいかもしれませぬけれども、その大元の農業協同組合が事業の推進を阻害されるといふことは、これはゆゆしき問題だと思ふのです。そのことは、これは平行線ですから、これ以上は申し上げません。

そこで、その農事組合が農業協同組合の正会員となりあるいは准会員となるまたならぬでもよろしいといふことは、自由の選択が認められておる。私はそれでいいと思ふのですが、しかし、その農事組合が、農事組合だけで農業協同組合法に基づく連合会の結成はこれは認めておりませんから、その限りではよろしいけれども、他の法律、手段によつて農事組合の連合体を作らうとする場合に、それは否定されるのか、肯定されるのか、どうなんですか。

○政府委員(坂村吉正君) 非常に御質問が抽象的でございませうので、ちつと事態がわかりかねるのでございませうが、他の法律によつてどうこうといふ場合は、どういふやうなことをお考えになつておるのかお聞かせいただければ幸いですと思ふのです。

○森八三三君 私は法律家じゃございせんから、あるいは私が思い違いをしておるのかも知れませんが、民法なりその他の規定に基づいて農事組合間の横の連絡を持つというふうな組織を作ることが可能か不可能かという事なんです。

○政府委員(坂村吉正君) それは当然、そういう法律によって団体や何かを作ろうという事は、やろうと思えば可能でございます。

○森八三三君 そうしますと、また一つ問題が起きてくるのです。農事組合間の横の連絡機構というものができるといふことになりまして、いわゆる実質的には農事組合連合会になると思ふのです。実質的には、形式的にはどういふ経過をとるか知りませんが、農事組合連合会、農協同組合の会員にならうとするまいとこれは自由ですから、そこで農事組合連合会がその農事組合の行なう事業の発達をはかりますために、農協同組合から離脱をしていくという行為に出ます危険を感じるわけです。そのことは結局極端な例をとりますと、一つの県に農事組合が三百か四百でましまして、その農事組合の横の連絡機構を作った、そしてそれが農協を離れて万般の必要な事業というものを別の資格でやっていくといふことになると、実質的には県の経済連合会が二つできたというふうな姿になると思ふのです。そういう危険は起きないと言いますか、起きると言えますか、どちらですか。

つまり経営を行なう場合には農民と同じ扱いを行なうという考え方でございまして、農民がそれでは協同組合と別に、一緒に別々の何か組合を作ることが禁じられておるかどうか。それから一緒に別々の何か組合を作ることが禁じられておるか、法律論としてはそういう問題にならうと思ふのでございまして。そういうことで考えますれば、当然そういう組織を別に作つたて法律的に違法といつてどうこうするわけには参らぬと思ひます。ただ観点が、いろいろ御質問を伺つておりました、森委員と私どもの観点が根本的に違ふんじやあるまいかという感じがいたします。といひますのは、私どもは、農協といふものは、農民の自主的な組織であつて、あくまで農協活動を通じて農民の生活を向上し、それから生産性の向上といふものをはかつていくんだ、農民はそういう觀念であり、農協はそういう考え方で農民を会員にして指導していく、これは当然のことであるといふ前提で私はお話をしておるのでございまして、森委員のお話を伺つておきますと、はなはだ失礼でございますけれども、農民はみんな農協を離れていくという考え方に立っているという感じ、この問題を考えられているようでございまして、私は、現在農協が相当経済力もだんだん強くなつて参りますし、農民もついて参つておられますので、いわゆる昔のやうな、終戦直後のやうな状態とは違ひまして、農民を相当引張つていく。ですから農事組合法人ができません、それは農協を離れていくんではないんだ、かりに千に一つや二つ、そういう違反者があつても、全体と

しては農民の一つの組織としての農協と同じ行をともにしていくんだといふ、こういう観点からいろいろの問題を指導して考えていかなければ、非常に罪人のことばかり考へてこういう問題を考えるべきじゃないかといふ感じがするものでございまして、その点はなほ失礼でございしますが、根本的に立脚点が違ふやうな感じがいたしますのでございまして、申し上げておきたいと思ひます。

○森八三三君 今の局長の話は、あまり現実離れした話を言つておられるのでね。私はそういうふうにあるべきものではないことについては、ちつとも異存はありません。しかし現実はそのやうではないのです。それで、ほんとうに農民の行なう農業経営を發展せしめていく、そしてその生産を合理的に向上せしめていくとすること、はいかなる団体でもこれは考へておる形式的なことなんです。現実はそのやうに立て組織されておるものも、農業団体といふものが、表面にはそういうことを言つておつても、実際はそうではないでしよう。今この委員会でも非常に混乱しておる問題を一つ考へてみたつてはつきりしておるのです。そんな形式論を私は言つておるのではないのです。形式論なら、これはお釈迦様の世界で、何も問題じゃないのです。そんな形式を言つておるのではない。こういう組織を作つて、そういう問題を誘発される。だからそういう現実をとらえて誘発されないやうにわれわれとしては考へていくべきであると、こういうことを言つておるのです。そんな極端のことを言つておるならこ

れは議論をする必要はない。私は現実を直視してものを言つておるのです。そういうことが起きる危険がある、現実には、だからそういうことにならないやうに、政府としても、われわれ政治を行なうものとしても、少し行き過ぎたおそれかもしれません、このことは、けれどもそこまで考へてやるのが、今の現実の農村における実態ではないか。私は、少し問題が飛躍しますけれども、農業基本法のときにも、農業協同組合だ、漁業組合だ、森林組合だ、このんなことにならざるやうに分けてする必要はない。地域々々によつて農林漁業組合一本でいいといふ一本に自由選択を認めたらどうだといふやうな議論をしたことがあるのです。三本建てになつておるのだから、森林組合は貯蓄の取り扱ひはできませんけれども、貯金を、同じ財布の中の貯金をとりあつてやつておる。そして上のほうでは、水産庁と経済局と両方どんどんとけつたをたたくものだから、ばんやりしておられないから一生懸命やり出す。何のことはない、迷惑するのは組合員だ。ところが、漁業協同組合でも農業協同組合でも、組合に迷惑させるやうなことはちつとも法律上ありません。よ。それぞれの発達をはかるということがはつきり書いてある。書いてあるが、やつておる事は、お互いに経済力を分散させてみたり、摩擦を起こしてみたりすることを現に今やつておるでしよう。そのやつておる事実をおかきりして、そしてお釈迦様みたいな話をされても、こいつは私は納得できない。

○政府委員(坂村吉正君) おっしゃるとおり、現実には法律どおりにはなかな

かいていないと思ふのでございまして、そういう問題は結局法律はありまして、現実問題としては、行政指導なり、農協なら農協の中央会の自主的な指導なり、そういうやうな問題であらうと思ふのでございまして。ですから、おっしゃるやうに現実がそのとおりでないのだからといふことであれば、農協法自体がもう根本的に間違つておるのでございまして、農協法自体を現実に合わせて、農協法が加入脱退、こ

う自由な法律において農協といふものを認めておくこと自体もおかしな感じがいたします。ですから、そこでそういう農協法の中で農民の自主性を持ち、それから農協の自主性をもつたやうな団体の活動によつて農民の生活向上、経済の向上をはかつていくといふやういふ法体系でございまして、ですから現実問題としてその法律の精神に合わないやうな面がありまして、それをできるだけそのほうに合わせるやうに、その活動が農民のプラスになるやうに持つていかなければならぬと思ふのでございまして、私どもはこれは行政指導の問題であり、それから農業協同組合中央会あるいはその他の協同組合自体の全体の指導精神の問題が非常に重要な問題になるのじやなからうかと思ふのでございまして、御趣旨に沿つて、法律と現実とが合わないやうな面が起こらないやうに十分全体を指導していかねばならぬといふやうに考へておるわけでございまして。○森八三三君 またきれいなお話しですが、この自主的に民主的にといふこと、それから法の目的に従つて誠意を

もつて指導するといふことはそのとお

う姿で置くことは、協同組合の發展の

うお話は、私はわかりませんがね。

ものを考へているものが死んでしま

害するものだと私は思ひません。そ

もって指導するということはそのとおりでございまして、それに異議を私は差しはさむものではございませぬけれども、そういうことだけでは現実には処理されておらないという現実を見る、そこで農事組合ができた、その農事組合の横のまた連合体を作るということによつて、本来のあるべき農業協同組合との間に摩擦を生じたり、また農業協同組合の発展を阻害するような行動に出ることは禁止したていいじゃないか。なぜ禁止ができないか。農事組合の発達をはかるということ、それはそのままで生かしていきましよう、そのものが本来の農業組合と摩擦を起したり、その事業の進行に支障を来たすようなことをしでかすような場合には、それをためるといふことは目的に沿わぬことじゃないですか、それを自主的にだとか民主的にだとかいって、現実にはそういう方向に向かない事態というものがあつた。あるとすれば、その事態を直視してそういうことにならぬように考えていくということ、あたりまえのことじゃないですか。

○政府委員(坂村吉正君) ですから、先ほど申し上げましたように、おっしゃるとおり現実にはそういう事態もあると思うのでございまして、そこでまあ、法律上としては協同組合法の中では連合会を作ることではできない、こういうようなことで、その点はいわゆる協同組合の法体系の中では禁止しておるのでございませぬけれども、その他の法律でそのことがあります。そういうようなものを禁止をしなればならぬような状態で、法律上そういう

う姿で置くことは、協同組合の発展の上からいっても、協同組合法の精神からいひましても、私はかえつて邪道になるのじゃないかという感じが率直に申し上げまして、そののでございまして、これはやはり協同組合法というもので、農民の共同組織としての協同組合というものでいく以上は、そういう手段をとらないうで、協同組合自体の自主性や良識によつてそういうものが片づいていく、そういう姿に、もう全力を尽くして関係の者が指導をしてそういう姿に持つていくという努力をすべきじゃないかと思うのでございまして。そういう努力をしないで、法律で禁止をし、あるいは法律で縛るといふことは、共同組合の自主的な発達をかねて将来においては阻害するといふ結果が起らないとも限らないと思うのでございまして、その点もよく私どもも御質問の趣旨は肝に銘じまして十分ひとつ指導に遺憾のないようにやっていきたいと思つております。

○森八三三君 法律上そういうことを規制すると、農業協同組合の発達に悪影響を来たすようなおそれがないわけでもないというふうなお話してしたが、どういふ場合でしょうか。農事組合というものは農業協同組合の下部組織として認めよう、そのことは私も賛成なんです。ただ行なう事業について問題がある。まあこれもひとつ除外をして、できた農事組合がそのあるべき本来の姿だけにずっといふ場合には問題はない。ないけれども、万が一間違ふと変なことになるという危険を感じるから、そのことを法律上規制することによつて、農業協同組合の発達を阻害する場合がないとはいへないとい

うお話は、私はわかりませんがね。○政府委員(坂村吉正君) あるいは言葉が適切ではなかったかも知れませんが、たとえば今度の農事組合といふものは、農業協同組合の正会員としてとにかく協同組合運動の一環として活動していき、こういう基本方針のもとに考えられているものでございまして、それから、農協がほんとうにその努力をいたしまして、たとえば農協から離れていくような者があつても、努力とサービスによつて非常に農民に奉仕をして参りますれば、離れるようなことは起らないと思つてございまして。ですから、そういうものをこれは農協と離れるから法律で禁止するといふようなことで、一々全部そういうものを法律で縛つていくという考え方をとりますと、農協自体があぐらをかく、こういう現実が起るのじゃないかと思つて、私どもも自由な自主的な、こういう団体といふことを考える場合に、あくまで自主的な団体の努力が生ずるようなそういう法制を考えるほうが、将来のためにいいのじゃないかという考え方をとおつてございまして。ですから、何から何まで縛つてしまふというふうな考え方はございませぬ、そして農協も努力をする、農民もあの農協だから、とにかく法律で縛らなくても会員になつて利用するのだ、農事組合法人も農協ですから、法律で禁止をされなくても、これは会員になつて農協活動を一本にしていくのだというふうなものに持つていく必要があると思つてございまして。そうでないと、せっかく農協で農民の自主的な農業協同組合組織とい

ものを考えているものが死んでしまふのじゃないかという感じがするのでございまして、その点は私どもの協同組合の指導精神は、そういう指導で政府はやつておるのでございまして、御理解をいただきたいと思つております。

○森八三三君 まあくだいからやめてもいいのですが、農事組合といふものが農業協同組合に離反するといふような場合の起ることを、法律で禁止をしようといふことでは私はないのです。その農事組合が実質的な連合体等を作るといふことを、農協法ではなくても、他の行為によつて認められておるといふことであります、世間の実態はそういうものを作りましようといふまた話が持ち上がったこと、私は、私は必至だと思つてございまして。それは農業協同組合の発達を好まない人もおるのです、現実には。それから組合員であつても、いろいろな役員関係とか等のことで、自分が思うままに振るまえないという立場に置かれるといふ場合も現実にあるのです。そういう人が必ずしもまっすぐなものを認めていく場合だけではないのですから、いろいろなことを考え出すといふことが、現実にはあるのです。だからそういうものを排除をしていくための措置といふものはあつていいのじゃないか。だから何も農事組合が横に連絡をとらなければ、農事組合の発達ができぬといふことじゃないはずなんです。それから、そういうものを作るといふ必要は私どもは認めておらぬ。認めておらぬなら、その認めておらぬという趣旨が実現されるような法律行為をとつても、それは何も民主的とか自主性を阻害するものだと私は思ひませぬ。そういうものを作らなければ農事組合の発展ができぬといふものをふさいだらこれはいかぬけれども、ほかに行く道はあるのですから、ほかの道が農事組合の発達を阻害するようなことをやつておる。端的に言えば農事組合のため

いろいろと自由経済になって参りました、いろいろのそういう統制や何かがはずれて参っておりますので、農協の心がまえもだいぶ違つてきております。ですから、現実問題として、農協の終戦後の非常にごたごたしておる状況の中で、農協の整備促進の事業等もやりまして、だんだんと強化をいたしますし、また最近におきましては合併促進というものをやりまして、農協の強化をはかつておるのでございまして、これが農民をほんとうに引っぱって行くという態勢がだんだんできつつあると思うのでございますので、そういうせつかくできる自主的な芽を、あまり法律でつまないよう、自主的な活動を生かしていく、こういう考え方で今後とも指導して参るの

が、農業協同組合の発展の一番大事な方向じゃあるまいかというふうに、私は非常にまじめにそういう問題を考へておるわけでございます。

○森八三三君 何だか私がまじめに考へているようで、(笑聲)困っているのですが、私もまじめに考へているつもりです。私も、今局長のおっしゃる趣旨は全く同感なんです、同感です。では、方向を変えてお尋ねします。農事組合ができて、この法律に基づく種々の事業を行なうという場合に、そのものを横に連絡する組織を持たなければ、農事組合の事業発展を阻害する、農事組合が考えられますか。

○政府委員(坂村吉正君) 農協がどれだけ農民を把握し、農事組合を指導しているかという問題にかかっていると思ひます。農協に不満があれば、もちろんそういう動きも起つて参ろうと思ひますが、そこで、私は

は、今度の農事組合法人というものは、農協がほんとうにふんどしを締めて、農協運動へ立ち帰るという、こういう一つのきつかけになるのじゃないかと思ひるのでございます。非常に将来については、農協運動としては明るい契機を作るのじゃないかというふうに実は考へておるわけでございます。

○森八三三君 私の質問にまだお答えになっておりませんが、逆なら説明をされているのですが、逆なら逆でいいんですよ。農業協同組合が、組織する組合員のために忠実にその仕事をこなす必要があればならないというところは当然のことなんです。行なっていない場合がもしあれば、それは組合員が矯正すべきものである、役員の農業協同組合ではないはずですから。そういう場合には、農業協同組合員がその組合を誠実なものにするということじゃないですか。そういうことは別に、そういう場合があったとすれば、離れていくのはやむを得ぬことだというふうな感覚で、私は、あなたのおっしゃる趣旨とは違ふと思うのです。農業協同組合というのは、あくまでも自主的な、民主的な組織だ、それをよくするのも悪くするのも、組合員の力によるのだと、組合員がしっかりとすれば、そういうのはなくなるのですよ、変なやつは。それで、農事組合は横の組織を持ち得るといふ余地を与えておくことは、組合員がそういう努力をしなければならぬにかかわらず安易に考へて、努力を放棄して、別のものを作ろうという方向にいく危険がある。だから、組合の本来

の任務を遂行することに忠実であるように仕向けてやるといふことが親切じゃないですか。

○政府委員(坂村吉正君) おっしゃるとおりですね、組合が、農協が非常にしっかりしていないような場合には、もちろんその組合員の問題であると思ひます。ですから農事組合の組合員といへども、農協の組合員でありますから、組合員がほんとうに目ざめて、そうして農協を立て直そう、そういうことがありますれば、当然それは組合員としてのいろいろな発言権を、一票ずつ持つておるわけでございますので、おっしゃるとおり農協の再建なり、あるいは何なりについて、いろいろ相談が行なわれることであらうと思つております。

○田中啓一君 関連質問。今の問題に関連しまして、私は、農業生産法人と申しますか、法人成りの気運といひますか、非常に今はだいたい下火になってしまいましたが、二、三年前、非常に全国ほうはいとして起きてきた時代を回想するわけです。そのときに今の農地法、農協法のままでも、何とかその農協組合のような素質を持ったもので、そこで別段有限会社や何らかを作らないでも、ひとつ農協が中心になつてそういうふうな、まあ実質は共同経営であるのですが、そういうことをやっていたらいいかと、こういうことを私は愛媛県に行つて、その事情を調査したときに聞いたわけなんです。そういうことで、大いに県の農協、農林部農協課あたりに相談いたしました。が、それはどうもいけない、やれば有限会社でやたらよからう、こういうふうなことであったものですから、農

協の下部機構の有限会社にするということもしたくないので、そういうふうにしたと思ひますが、どうも御指導はそうは参らぬものですからやむを得ません。そうしていつてみると、全くその有限会社は農協傘下の組合と同じように、農協が全部事務をやつておる、世話も一切してある、こういうことで、今もおそらくそうだろうと思ひます。が、ですからあれは、まあどうしてもその当時の農協法並びに農地法等の解釈上、そういうことをやらしてはいけ

ないのだということからきているのでありましようか。それとも農協の中に組合を作つてやつてはいけないのだというふうな点からきておつたものでありましようか。私は組合を作ることはいけ

ないのだけれども、どうもそいつが土地を持つとか、あるいは土地は持たぬ格好にしても、実質は結局共同形態になつてしまふので、農協のいう共同作業とか共同施設利用というのにはどうも入りかねる、どうも現行法としては無理で、もし認めるとすれば、やはり法律を改正しなければいかぬというふうな、だから、それまでは認めがたい、こういうことでありましようか、その辺の事情をいへん、今できるところでございまして、明らかにしていただくと、森さんの御議論にも何らかの参考になるんじゃないか、こういうふうな気がいたしますので、私関連質問いたします。

○政府委員(坂村吉正君) あの当時は、いろいろ考へてみますと、一つは農業協同組合法の解釈上も、農業協同組合が農業経営をやることができ

ない、できないかという問題がだいじであります。そういう関係でござい

ますので、農協の姿もいろいろの段階がござい

るので、たとえば、完全に経営をやるんだというふうなものについては、きちんと法人格を持って出資をしなければいけません。しかし共同利用をやるとか、共同作業をやるということは非出資でもかまいませんし、あるいは任意で法人格を持たないもので農事組合という名前ではあるが、いっていいんだということ、いろいろバリエーションを持たして、農村の実態に合わせるようにしておるの、さういふことで、これができますれば、有限会社でやろうとか、あるいは合資会社でやろうとか、あるいはだんだんこちらに向いてくる、こういうことを期待してやっておるわけでございます。

○森八三三君 先段私が質問しました農事組合が、横に連絡するような組織を持たなければ農事組合の事業を進展せしめることができないというふうなことが考えられますかという質問に、まだお答えがございませぬがね。

○政府委員(坂村吉正君) その問題は、先ほどからお答え申し上げておりますように、いろいろの農村の実情によつていろいろの場合があると思ひます。それから農協の実情にもいろいろと思ひます。ですから、外に連絡機関を置くという連絡機関の作り方もいろいろあるわけでございします。たとえば、人格を持たないで、同じ農事組合法人として酪農なら酪農をやつておるものがたまに会つていろいろ実績の報告等し合うというふうなことでございしますが、さういふやうな何から何まで禁止をすれば、いわゆる農協法の外的問題まで法律で禁止をするというところが、はたして私は農事組合

の今後の発展にも、それから農協の発展にも適當であるかどうかという点については、非常な疑問を持つております。したがいまして、さういふ問題については、農事組合法人の組合員も大体農協の組合員でございしますから、ですから、さういふ農協の自覚に待つというところ、それから農協の自覚と努力に待つ、さういふことで指導して参るべき問題であらうというふうな考へておるわけでございます。

○森八三三君 そのあとの、農協の自覚と努力に待つというところは、あつておきましよう。その前段のほうの、農事組合が農協協同組合ではない、あるいは農協協同組合連合会ではない他の、横の、あるいは縦のつながりを持つような組織を持たなければ、農事組合本来の任務を十分に遂行し得ないという場合があるかどうか、私はさういふ場合はないという前提に立つておるのです。そこでお話しした酪農等について技術上の研究なり練習をするためという一つの設備があつたのですけれども、さういふ場合もあり得ると思ひますが、その場合といへば、農事組合の横の連絡をとらなければならぬという筋合いではなくて、さういふやうなことにいへば、酪農農協協同組合連合会なり、あるいは総合農協協同組合連合会なりという、個々農協の直接間接に参加をしておる協同組合があるのですから、それを通してやれば目的は達するのじゃないか、別のものをあえてさういふふうな作るといふ必要はないと私は思ふのです。あるといふなら、そのある場合といふ場合をもつと具体的にひとつ御説明願ふと、私はないと思ふのと、あるというのと

これは方向が違うのですから、さういふ場合はありますよということをお言ひしていただきますれば、私の蒙が開かれるわけですがね。私はさういふ場合はまずないというふうに断じてよろしいと思つております。

○政府委員(坂村吉正君) 私も農協のさういふ大きな力のある組織の中でこれは動いておるのではありませんから、さういふ特別な組織を作らなければならぬ、農事組合だけが特別な組織を作らなければならぬという必要はあつるまいと思ひます。ですから、この法律でも連合会を作るとかいうふうなことは、法律の上でも禁止をしておるわけでございます。

○森八三三君 さういふ場合がないと思ふから、本法の改正においては連合会等を認めないという措置をしたと、だとすれば、その趣旨は本法以外の場合においても同様の措置がなされてしかるべきではないかと、農協協同組合の改正の部分については、お前の言ふとおりで認めなかつたよ、けれども抜け穴を作つておいて、ほかのほうではやつてもいいよというので、これは趣旨が一貫しませんよ。必要を認めるならば認めたいと思ひますが、けれども認めないと言ひなう、ほかのほうでは御自由だということ、これはちゃんと抜け穴を作つておる。それで趣旨が一貫しませんよ。

○政府委員(坂村吉正君) どうもいろいろ御質問の趣旨がよくわからないのでございしますけれども、たとえば農民が出資をしてほかのものと一緒になつて会社を作る、さういふことを法律上禁止ができるかどうか。これはまあ非常に、やはり憲法論である問題

じゃないかと思ひます。ですからほかの法律でいろいろ自由が認められておりますものまで、農協法で禁止をするというところは、これは非常に大きな問題があると思ひます。ですから農協法の体系の中では、第一条の目的に沿ひましていろいろ法律の規定は整備をいたしておりますけれども、その他万般にわたる法律のいろいろの体系がございしますから、その中でさういふものがあるから、さういふのも今頭に浮かびませんけれども、具体的には、まあたとえば任意に集まつて協会のたないものを作るといふことは、法律で禁止ができるかどうかということ、これは憲法論までくるのじゃないかと思ひますので、さういふ点には触れないでおるわけでございます。問題は、農協の全体の組織の中で農事組合法人といふものは動くのだ、さういふ指導をするのだ、さういふ自覚で農協も指導し、農民もさういふ自覚を持つてもらうように指導するのだ、さういふことでいくよりかはさういふのじゃないか、率直に申しましてさういふ感じがいたすのでございします。

○森八三三君 もうこれもよく聞きますからこの辺で切り上げますが、私は農協協同組合が、その下部機構として設立される農事組合が離れていくやうな行為はやらぬと思ひます。またなさしむべきではないと思ひます。同時に、もし万が一にもさういふ場合があつたといひますれば、それは組合員たる立場において、農事組合は農協協同組合の運営を軌道に乗せる努力をすべきである。その限りにおいては農事組合が農協協同組合を離れていくというところは起き得ないと思ふのです。

起き得ないといふことであるならば、万が一離れていくやうな場合に、別の組織を作るといふ道を作つておく必要はないではないか、その道をふさぐことは決して私は憲法違反でもないし、常識論です。ですから間違つておれば修正しますが、私はさういふ必要はないといふものであれば、その道を閉ざして置くことは、これは違法行為ではないと思ふのです。さういふ必要があるといふならこれはたいへんなんだ。必要がないといふなら、自分の組合員たる本来の任務を放棄して、組合をしかりさせる努力を自分が放棄してしまつて、さうしてこつちにくいといふやうなことを考へせしむべきではないのであつて、組合員本来の任務を忠実に遂行していけば、農協協同組合は民主的な自主的な組織ですから、希望どおりの農協になると思ふのです。なれば離れていく必要はない。さういふ組合員自身が自分の努力と権利を放棄してよそへ行くといふ場合がないとすれば、別のものを組織させるといふことをふさぐことが、決して何も権利を剝奪するものでもないと思ふのです。その道を閉ざしておくことによつて、むしろ本来のさういふあるべき姿の努力を放棄する機会を与えておくといふことに私は逆に言うとなつておると思ふのです。さういふことばつておいたほうがいい。

○政府委員(坂村吉正君) おっしゃるとおり、さういふ別のものを作るやうなことが万々起るまい、それからさういふ必要もない、さういふ事態であれば、法律でこれを禁止する必要はないんじゃないか。万々起つた場合

には、これは先ほども申し上げましたように、農業協同組合の基本方針、基本精神に従ひまして、そういうようなものは事実問題として指導で解決すべき問題であつて、法律上これを強制しなければ組織に属してこないというふうなものであれば、農業協同組合の精神自体が根本からくずれてしまふというふうな、私は農業協同組合についてはそういう確信を抱いておるのでございます。

○森八三三君 どうも局長また逆におっしゃっていますけれども、私はそういうことであれば、別の組織を作る必要はない。が、しかし、現実はそのでない。だから、道を開くことによつていろいろな問題が起きるということをおし上げています。

○政府委員(坂村吉正君) 協同組合の精神にのっとりまして、協同組合法の運営、それから協同組合の活動、政府の指導、そういうようなものは協同組合法の第一条にありますところの根本精神に従ひましていろいろ十分指導して参ります。

○森八三三君 その協同組合精神を振りかざされますという、議論の余地がなくりますがね。やはり浮世離れした議論をしていらつしやるという一語でこれは尽きると思ふんです。現実にはそういうものではないので、協同組合法の第一条が忠実に守られ、それを一貫して流れておる精神が貫かれておれば、協同組合が農事組合を下部機構として作らなければならぬというふうなことまで私は解消すると思ふんですよ。こんなことは何も考えぬでも、組合員が部落別に任意に集まつてやつておりさえすればいいので、こんな法人

化してどうこうなんということはいわないで、ただ、農地を所有するということ、農地法の関係で一つ問題はありましよう。ありましようけれども、たいしたことじゃないと思ふ。そういうことが行なわれておらぬということに問題があると思ふんですよ。そのことをここで幾ら議論しておつても平行線ですから、最後に本法を結論するときのことでござりますか、もうこの問題はこの辺でひとつ一応の質疑を打ち切つておきたいと思ひます。

○安田敏雄君 ちょっと関連して。経済局長、今森委員から出ておりますが、あなたは農業協同組合の本来の建前を根本に考えて御答弁なさつておるわけですか。しかし、実際農協というものをみますと、農民のほんとうに自主的な組織として組合員である農民に奉仕の考え方もつて運営しているものと、現実には組合の経営安定に主を置いておるという、こう二つありやしないかと思ふわけですよ。ですから、本来の建前だけで問題が将来ないとは言えないと思ふんですね。むしろ、農協が経営安定のほうへ第一の目的を置いてやっているとすれば、必ず将来私は農事組合との間に摩擦が生じてくるという場合が考えられるわけです。これを私は森先生が盛んに聞いておるんじゃないかと思ふわけですがね。どうもそのところが、あなたは農業本来の建前ばかりとらえて答弁しておるようですよ。でも、現実問題としてはどうじゃない。まあこういうふうに私は考えているわけですが、どういふことですかね。

○政府委員(坂村吉正君) おっしゃるとおり、現実問題としてはいろいろ問題があろうと思ひます。ただ、お言葉でございますけれども、農協の経営安定のために仕事をやっていく、こういうような場合におきましても、それはそれがひいて農民の利益になるんだ、組合員の利益の増進になるんだということではなければやれないと思ひます。実際問題として私は、そういう農協の経営、組合員を離れて農協を離れて農協の経営安定のために仕事をやるというふうなことは、現実には今進歩して参りました農民が許さんと思ひます。それが現実には両方が一致をすべきもので、そういう点は、そういうことで農民の不満が非常にあります場合に、そういうものをやはり指導によつて、農協の基本方針、基本精神に従つて指導によつて直していくべきものじゃないかというふうな考えでおるのでございまして。いろいろまあなんぞございしますけれども、たとえば子供をしかる場合にも、なんか悪いことをした場合には、縛りつけてしかるか、あるいはほんとにまわりから薫陶をして育て上げていくかという問題と同じ問題じゃないかというふうな私は考えておるのでございまして、農協というものは縛りつけて指導して参るべき問題じゃない、あくまでも自主性を生かしてそこで指導によつてつぽなものを育てていく、こういうことが農協法の根本觀念だろつと思ふのであります。

○安田敏雄君 その農協の根本觀念はわかつておるわけですよ。農民の自主的組織でもって農民が資金を出し合つてそれから流通から製作の問題で、それで共同の利益を享受しようというふうな組織だということとはわ

かつておるわけです。しかし、これは学者の間でさえ農協というものが資本主義における上からの吸い上げパイプの機関だというように解している人もあるし、あるいは、農民の大衆団体としての民主的自主的な運営をするんだ、それで奉仕していくんだという、こういう考え方が二つあるわけです。現実にはそういう意向が国内でもなされておるわけですね。ですから、やはり将来農協のそういう二面的な性格が地域によつてありとするならば、当然それは農事組合に対してのいわば摩擦は必ず出てくるだろうと思ふんですよ。

この間も、あそこに部長がいますけれども、たとえば将来共同利用施設について農協と農事組合との間に問題が出てくる、こういう場合が想定せられる。ところが、それは自分の資金でやるならいいですけども、たとえば小さい村で農事組合が共同利用施設を村の補助金でやりたいという場合が出てくる。ところが、農協は、本来のおれのほうの仕事だから農事組合はやつちやいかんといういざこざが村で出てくるのはあたりまえですよ。そういう問題だつて考えたときに、あまり農業協同組合本来の建前ばかり主張して問題をとらえるということは、私はこれは相当慎重にかまえないかんのだらう、こういうふうに思ふわけです。

○政府委員(坂村吉正君) 私が答へ申し上げておるわけでも、抽象論で考えておるわけじゃないんですけど、現実の問題としては私も承知をいたしておりますけれども、それを矯正し、りっぱに育てていく場合に、法律で縛る手段をとるか、現実には指導という面では農協精神にのつとつて指導して

それを直していくようにして、農協をりっぱにしていくかどつちかという問題であらうと思ふんですよ。ですから、そこで私どもの考え方としては、農協法の建前からいいますと、これを何もかも法律で縛らなきゃ農協というものは農民のために動かないんだと、こういう考え方ではこれは指導したくないというつもりで考えておるわけでございます。

○委員長(梶原茂嘉君) それでは、暫時休憩いたしまして、午後一時半から再開いたします。

午後二時三十分開会
○委員長(梶原茂嘉君) 委員会を再開いたします。

午前中に引き続き、農地法の一部を改正する法律案及び農業協同組合法の一部を改正する法律案の衆議院送付の二案を一括議題とし、両案の質疑を続行いたします。

御質疑の方は、順次御発言をお願いいたします。
○森八三三君 午前中に農事組合の組織上の規模の問題について質疑を申し上げましたが、規模については一応五人以上という制限はあるが、その他に制限はないというところに関連して、農業協同組合と農人組合との事業の混同と申しますか摩擦と申しますか、そういうことが非常に心配になるので、農事組合の行なうべき事業について、何らかの制限を加えておくべきではないかというふうなことがありました。が、それは建前上、自由に、自主的にきめさせる、同時に、農業協同組合がほんとうに組合員の信頼を集めるような組

織になれば、そういうようなことは解消するであろう、またそういう方向に持っていくべきであるという方向に答えてありました。私の現実に見ておきます農村の実態とは非常に違ふと思ひますので、これ以上平行線の論議を繰り返しても、同じことを往復するだけです、その問題は一応その程度にいたしておきます。

そこで、農事組合の組織については県とか町とかいうような区域を離れて意思の疎通する者だけが五人以上集まって作ればどういふ姿のものも認めるといふことでありますが、それを形式的に飛躍して考えますと、一村なら一村、あるいは一郡なら一郡というような農民が全部会員となり農事組合も設立ができるということになるんじゃないかと思うのですが、そういう場合は一体どうなるのか。

○政府委員(坂村吉正君) 御指摘のとおりですけれども、法律論としてはいろいろの議論があるかと思ひますけれども、ここに農事組合法人は次の事業を行なう。農業にかかる共同利用施設の設置または農作業の共同化、農業の経営、こういう事業を事業としては考へておきます、それから一応機構といたしましては農業協同組合に正会員として入れる、あるいは准会員として入れる、こういう考えをしておる、そういう全体の性格から考えますれば、そういうことはこれは法律論としていろいろ理屈を言えば当然全国のものを作った方がいいじゃないかという議論も出るかと思ひますけれども、実態としてはそういうものはあり得ないと考えます。

○森八三一君 私農事組合の行なう

事業のうちの農業経営に関する事業につきましては、非出資組合にはこれは認めておりませんが、出資組合の農事組合でありますればお話のように実態としてそういうようなものも生まれ得ることはなかろうかと思ひますけれども、非出資組合にして設備の共同利用だとか共同作業だとかいうことは非出資組合でもやれますので、そうなりまして一郡なら一郡を区域とする非出資の農事組合を作つて、それが脱穀なり調製なり、あるいはトラクターなりというような作業の一部を共同化するという意味において実態としては農民の利益なり農業経営の発展をはかるという考え方はなくて、一つの業です、営利事業のような形を農事組合の組織に求めてくるというようないふ危険が起るのではないか、現に農村では個人が脱穀調製等の設備をいたしまして貸びきをやるとかいうような実態が存在しているのです。今度は非出資組合であれば組合員としては何も直接に利害関係が結びつくというわけでもありませんから、一応判こをついて下さいといふ判こをついて組合になつてしまふ。そしてその組合を農事組合を運営するに当たつて人が今申し上げたようなことをやり出す、そうすると農業協同組合との間に非常な摩擦が起るという感じを持つのです。それは農業協同組合のほうが組合のためにしつかりやつておるのだからそんなことは起きぬとおっしゃるかも知れませんが、そういうような仕組みになりますと比較的能率の上げやすい地点だけをちよいちよいとつまみ食いしてその仕事を遂行することが可能なのです。組合員からいへばけしからぬと

言つたつて、出資もしておらぬのだし、別にたいした関係はないというやうなことで問題が提起されるおそれがあると思ひますが、そういうことはお考えになりませんか。

○政府委員(坂村吉正君) いろいろそれはそういう場合を無理に考えればそういう場合もあるかと思ひますが、御承知のように、農村の実態から言ひますれば、協業をやろうとか共同利用施設をやろうとか、そういうやうなことを考えるのに、先ほどなたかの委員からも御質問ございましたやうに有限会社とか何とか、そういう格好じやまずいから何とか組合とかそういう格好でいけるやうにやつてほしいという要望が実態でございます。そういうあれからいへば、県単位にもみすりやるとか精米をやるとかというやうなものがあり得るとは現実としては私も考へられなかつたと思ひます。かりにそういうことができたとしても、たとえば農事組合法人にはいふゆる農協のやうに共同販売とかそれから共同購買とか、そういうやうなものは禁じてありますから、そういうことはできないことになつておりますから、ですから、組合員の一部についてはある程度やれるかやれぬかという問題につきましては、午前中にいろいろ御意見がございまして、たけいども、一般的に組合員以外のものについてはそういうことをやることは考へられませんが、非常に広範囲にそういうことを考へましては現実問題としてはできないのじゃないかと思ひます。そもその考へ方は農業協同組合員の下部組織というやうなつもりで考へているのでございまして、そういう意味で今後指導して参るので

ございますから、そういうことを無理に考へて考へられないことにはないと思ひます、おっしゃるとおり。しかし、現実問題としてそういう問題が起るというやうに考へること自体が非常に何といひますか、農村の実態から離れて考へ方になつて参るのじゃないかというふうな私どもは自分でも反省をしているのでございまして、現実の姿で考へていって、そして実態に合うやうに指導も加えていく、こういうことで進めていく問題ではあるまいかというふうな考へておるわけでございまして。

○森八三一君 私の見方がひがんで逆の場合だけを取り上げて言つておりますから、まづ正面からこの農事組合を作りますと、非常に純色の変つたことを申し上げているやうにもお聞きになると思ひます。また局長のお答もよく理解できます。できまが、戦後における農村の実態というものはわれわれが今ここで議論をしていふやうな姿のものではないのだ。現にそういうやうな営業的な存在というものもあちこちに存在している。しかも農事組合が組合員だけを対象とするのじゃないか、その設備が遊休している場合にはこれを他に貸付するということも認めておるわけですね。だから、農業協同組合の場合でありますやうな、今引例いたしましたやうな設備などについては原則として組合員だけの利用に供しなければならぬという制約がある。もちろん農事組合の場合も原則はそうでありましようけれども、その辺の解釈が今までの御説明どうかという、かなりゆるやかに解釈されているやうにも思ふ。そういうことから今の

営業的な施設の共同利用を農事組合の形において行なうというものが私はかなり考へられてくるのじゃないか。だから、そういうやうな農事組合にしても出資の形をとれば、その点は相当端正されと思ひますが、なぜ農事組合の中に非出資組合と非出資組合を考へなければならぬ理由は一体どこに存在しているのですか。

○政府委員(坂村吉正君) その点は先ほどからもお答え申し上げておりますやうに、出資をしても出資をしなくても、法人格を持つても持たなくても、とにかく農村の実態に応じて共同化といふ組織が作れて、そして農業の協業にも資するやうに、こういう建前で考へたわけでございます、これを全部出資でなければいかぬとか、あるいは全部法人格を持たなければいかぬとか、こういうやうなことで縛つてしまふことは農村の実態と遊離するのではあるまいかというふうな考へております。

○森八三一君 おっしゃることがわからぬわけでもありませんが、今私がここで例示をして質問をいたしておきますやうな心配が実際問題として発生してくるのじゃないかと思ふのです。現にそういう事例が農村には相当行なわれております。もみすりなんかはある一つの業者が施設をして、そしてずつと巡回をしてやつていふやうな例はありますね。それから耕作にいたしまして、特定の人が相当大型のトラクターを自分で施設をして、そして他人の求めに応じて耕作をしておるといふやうな、賃耕作といふやうな

か、そういう事例が農村には現実の存在としてありますね。それが今度農事組合の仮面をかぶれば、農事組合の形においてそういうことができる。組合員は、非常にその認識が足りないといえれば認識が足りないということであり、また、ただ判を押さえずすれば、農協をいつも利用していいし、こういうような業者を利用してもいいし、どっちでも自分の選択でやれるというので、安易にそういうような組織というものが生まれてくる危険がある。その場合に出資——施設をするような場合に資金を要する施設をするような農事組合については、これは出資組合でなければならぬ、こういうようにしておきますれば、そういう形を変えた農事組合というものが生まれてくることを防ぎ得ると思うのです。その辺をやはり考えてやったほうがいいんじゃないでしょうか。

○政府委員(坂村吉正君) おっしゃるとおり、共同利用施設、あるいは農作業の共同化というようにすることは、あるいは施設を入れるためにどうしても金が相当要るんだから、出資しようという場合には、これはもちろん出資組合でやってもいいわけであり、です。金が、金がかからない場合もありますので、そういうような場合には出して出資組合にしないでいい、こういう法律上はどちらでもやれるようにしてやるわけでございます。しかし、御指摘のようない、たとえば貸付をしてやらずと料金を取って歩いていくというようなものは、それが営利的なというお話がございましたけれども、かりに

営利的なものをそういうような形でやるというところでありますれば、これは農事組合でございませぬ。ですから、これは農協法にもありますように、農事組合法人は農協の一環として非営利法人であり、いわゆる中正の法人でございませぬので、これについては税法上の特例とか、そういうものを、みんな恩恵を与えておるのであります。それが営利のために、そういう実態が営利に当たるようなことができれば、これは農協法にいう農事組合ではないと思うのでございませぬ。しかし、現実問題として、農協のいわゆる精神に沿って、そういういろいろな共同利用施設をやって参ります場合に、農協なら農協の手が回らないものが、手の回らないところを農事組合法人のようないやうなことがありますれば、これは実際には非常に農村のためには有利に——有利というか、利益になってくることとあるまいかというふうに私は考えるのでございませぬ。

○森八三三君 非常にすんなり考えますと、お話のとおりだと思ふのです。けれども、現在の農村の実態なり、農民の心理の実態を考えると、申し上げましたように、個人の営利事業と目されるようなものを形式的には農事組合に仕組む。そうしてその組合員の中から労務をもちろん提供させるのですから、本来であればそれは雇用人ですわね。そいつが今度は組合員たる立場で労務を提供して、その労務の提供に對して賃金を払うということは、これは農事組合で認めておるのですから、形をかえた労働者ということになるの

です。そうして実態的にはその専業の仕事をやっていくというものが出てくる。それが農協との間に事業上の摩擦をきつと起こすという感じを私は持ちます。が、これはそういうことにならぬように指導をしていきたいということまで逃げられておれば、これはいつまでもたつても平行線ですから、時間の関係もありませぬので、そのことはその程度にしておきましょう。

それで、大體農事組合に關しまして今までもずっと質疑をして参りましたこととで、私の杞憂いたしておりました。心配しておることが現実の問題として現われてこなければ非常にしあわせであります。そういうように指導をお願いしたいと思ふますが、農事組合がいよいよ生まれてくるということになりましますという、今まで二日にわたって私が質疑いたしましたような問題が現実の姿として出てこようと思ひますので、これにつきましては、どういう方法で御指導なさるのか、非常にむずかしい問題ではあるかと思ひます。指導したってきかないやつを縛りつけるわけにいかぬのですから、非常にむずかしい問題はあらうと思ひますが、しかし、趣旨がどこまでも農業協同組合の下部組織としての存在であるという実態を失ふことのないように十分注意をしてひとつ御指導をお願いしたいと思います。

幹部の方々とも十分いろいろ話し合ひをいたしまして、中央会の幹部の方々は、初めのうちは森委員のおっしゃるような非常な不安を抱いておりました。そうして何とか農事組合を強制的に農業協同組合に強制加入にしろということを盛んに言っておったのであります。しかし、それでは農業協同組合としては邪道ということをよく説明をいたしましたら、全国中央会の人々もその精神がはつきりよくのみ込めまして、それとにかくその気になって、自主的な団体として指導を充実していき、こういうことで全面的に理解を得まして、その態勢をとっておるのでございませぬので、十分私どももいたしましたも協力をお願いしまして、指導に万全を期したいと思っております。

○森八三三君 その次に農協法の改正に關連いたしまして、信託制度が農地の問題を目的として新しく行なわれるという改正が行なわれるわけであります。そこで、農協の行なう信託の問題に關連いたしましてお伺いをいたしたいと思ひます。で、この農協が信託を受けました農地を組合員に貸し付ける場合と、売り渡しをする場合と、二つがあるわけですが、貸付をする期間は法律で六年ですか、ということに一応最低年次が規定されておると思ひます。この期間の設定はどういうような意図から結論せられたのか、そのことをまずひとつお伺いしたいのです。

○政府委員(庄野五郎君) 農地の信託につきましては、御指摘のように、売り渡しの信託と、貸付目的の信託がございませぬ。それでこの貸付目的の信託は、所有権を所有者から農協に移しまして、そうして農協がその組合

員の構造改善に資するようにこれを貸し付ける、こういうふうなことに相なるわけでありませぬ。それで、結局やはり組合員たる農民の構造改善に資するように貸し付けていく場合におきまして、短期間では、経営の安定が、貸付を受けまして農業経営を営む組合員たる農民の農業経営が安定しない、こういうことになりませぬので、信託期間は一一定の期間以上をいたしたい、こういうふうな考えまして、ただいま御質問では法律とどう御指摘になりましたのですけれども、われわれの考えておりますところでは、組合の信託規程で大体六年以上というところにその信託期間をしたい、そうして、少なくともその信託期間六年以上に信託規程で定めようにいたしまして、それで引き受けてまして、そして、その信託を受けました農地を組合員たる農民に農協から貸し付ける場合は五年以上、こういうふうなことをいたしたい。こういうふうなことをお考えでございませぬ。

○森八三三君 その法律で、六年以上の期間で信託規程の中に信託期間は規定をせしめるということでありませぬが、その以上の、六年以上というところの制限は、これは自由にして、信託をする土地の所有者と引き受け組合との相互の話し合ひで別に期間の最高限は押えておらないということに理解してよろしいかどうか。それから最短の六年以上といたしたのは、私の考えでは、六年というものは少し短いのです。信託を受けまして農業構造の改善に資する、利用をするという場合に、六年では、施設をし、生産の計画を立てて、振興の実がまだあがらぬう

ちに信託契約の期間が満了してしまふということになるので、おのずから略奪農業のようになってしまうのじゃないか、土地を荒廃せしめるという結果が生まれるのではないかと、この結果を持つておられるのではないかと、最短を六年としたことが妥当だという感じはどうかから得たのか。上のほうを押えておらぬということ、そのとおり契約ですから無制限だということに理解してよろしいのかどうかという問題です。

○政府委員(庄野五一郎君) 信託規程は農協が定めて行政庁の認可を得て定める、こういうことになるわけでありまして、貸付目的の信託につきましては最短を六年以上、こういうふうにいいたしたいと考えております。で、これから最長のほうは制限ございませぬので、この信託規程の中におきまして六年以上ならば任意に定め得る、こういうことに相なります。それから、大体信託期間を六年といいたしますと、先ほど申しましたように、今度農協がそれを組合員たる農民に構造改善に資するように貸し付けていきます場合は、大体最短五年ということにいたしました。これは特に六年以上、五年以上と最短をいいたした点については、これでなくちゃならぬということとはございませぬが、従来のいわゆる賃貸借契約の実情を見ますと、期限の定めのない小作とか、期限の定めのある賃貸借の期限はおおむね五年というのが大体の実情でございますので、最短五年以上をいいたしたい、こういうふうに考えております。

法律的には最高の制限はないから自由だ、しかし、規程は認可を受けるということになるわけですから、その認可にあたって何らかの制約はお考えになっておらぬのか。上のほうは野放しになっておられるけれども、非常に長期なものはこれを認めないというふうな、認可行為において制限をお考えになっているのかおらぬのかということであつたわけです。それからあとのほうの、過去における賃貸契約等が無期限であつたとか、あるいはおおむね有期限なものについては五年程度であつたから、過去の実績というか、実情を一応採用したのだということですから、ここで行なわれようとしておる農業構造の改善の実をあげしめて参りますためには、五年あるいは六年という期間は短きに失するのではないかと、いいたしますと、自然それは農地の改良とかいうことを放棄して、その土地から略奪的に生産を上げていくというふうなことになる危険があるのではないかと、もしそういう危険が感じられましますと、なかなか信託制度というものが不安を感じるということになつてくるかと思つておられるので、荒廃するようになりましますと、そこに問題が残るような気がするのですが、そういうことにも十分考慮が払われた結果、五年程度であればそう農業経営の実態から見て支障がないのだというふうな、何か過去の事態からでなしに、構造改善から発する農業経営というものを上げていくの、その程度であれば生産を上げていくの何れも心配はないのだというふうな別の角度からの認定が行なわれておられるのかどうかということな

○政府委員(庄野五一郎君) これは信託規程の模範例でございますので、大体最短は六年以上、こういうふうにいいたしたいということでございます。それから、その農協の実情によりまして七年とかあるいは十年ということはできると思ひます。ただ御質問のように、農業改善のあるいは農業経営の上からの五年とかあるいは十年とかというふうな計算ができるか、こういうお話でございますが、これはちょっと、やはりその地帯によつて実情が違つてくるかと思ひます。それでわれわれといいたしましては、やはり農協がその組合員の状況あるいはその地帯の状況というものを勘案して、最短は六年以上、こういうふうな定めたいのじやないか、十年でもけっこうだというふうにわれわれ考えておるわけでございまして、先ほど申しました、従来の期間のある賃貸借というものは大体五年ということと更新いたしておりますが、この信託契約におきましてもやはり六年ということにいたしました。信託農地を貸すほうは信託期間を五年にするほうが非常に法律関係はスムーズにいくというふうな考え次第でございまして、さらに信託期間を実情によつては更新するという道も考えられておりますので、それによつて、この農地を実際に賃貸しして農業経営を営む者の経営の安定には支障ないようなことと思ひます。なお、農地の流動化ということも促進するという意味でございまして、これをあまり、最短を十年とか十五年とか一挙に上のほうに上げていくということになりますと、今度貸付信託に出すほうの側で非常に困

るのじやないかという事情もございまして、一応模範例では六年以上ということにいたしました。農協の実情によつては、これを上げていくことが可能なようにいたしたいというふうな考えております。

○森八三三君 最高の場合の指導方針はどうですか。

○政府委員(庄野五一郎君) 数字的には、これを何年というふうにはしない、できるだけ長くということ、別に限定はいたさないつもりでございます。

○森八三三君 農地の問題に就いて参りましたから、もう一べんもとへ戻りまして、農事組合法人が、出資について現物出資として農地を受けるといふ場合が存在すると思つておられる。その場合の評価ですね、出資を現物で出すという場合に、一応金銭的に見積もりをしなきゃならぬと思ひますので、その場合の評価については、どういうふうな方法で御指導なさるのか。

○政府委員(庄野五一郎君) 農事組合法人にいたしましたも、その他の会社法人にいたしたとしても、現物出資といふことが認められておるわけでございまして、農地を出資する、これは通例の場合には所有権を出資するということが相なるかと存じます。でその場合に、その農地を評価いたしまして、何口の出資口数を割り当てるか、こういうことになるわけでございまして、その評価は、組合員の評価方法については定款でも定められることがございまして、それから組合員の協議によつて評価額を決定する、こういうことと相なります。それでわれわれとい

て評価する場合の評価額について、農地の価格というむずかしい問題に逢着するわけでございまして、農事組合法人その他の農業生産法人にいたしまして、農業経営を営んでいくというところがその目的でございまして、その評価というものについては、われわれが考えております指導方針をいたしましては、やはり農業の収益を中心にした価格で評価するべきじゃないか、こういうふうなわれわれは考えておるわけでありまして、なお、先般も御指摘がありましたように、時価で評価するか、収益還元価格で評価するかという問題があらうかと思ひますが、農業経営をやっていくという法人の経営の立場からいふと、収益価格で評価するのがいいのじやないかというふうなわれわれは考えております。しかし、これはどこまでも、やはり組合員あるいは社員を中心にした協議によつて決定するべきものだ、こういうふうな考えております。

○森八三三君 そうしますと、今お話で、現物出資の場合にその農地が金銭的に換価される、その換価される場合の措置としては、収益換算価格を採用する場合と、その地方における農地の売買の実態をとる場合と、それはいずれの場合といへども、定款に規定するなり、あるいは組合員間の協議に基づいて計算をさせるということ、一応問題はその限りにおいては解決すると思つておられる。それと今度は、その農地の評価価格というものが、農事組合法人の設立に伴つて明確になつてくるという関係から、固定資産税の評価その他にどういうふうな関係を持つてくるのか、私は法律的には何ら関係はない

ものと思つたのです。けれども、実態的

を出して、免答を指導するようござ

ま、もしも、農地を

を、

ものと思うのです。けれども、実態的には、そういう税の問題がここからみ合ってくる危険を感じるのですけれども、そういうことについてはどうなりましょうか。

○政府委員(坂村吉正君) 固定資産税のほうの問題は、固定資産税の評価方法によってこれはやって参りますから、それは出資の場合にどういうように評価をしていくかということとは関係なく扱われると思います。

○森八三三君 私の上り上げるように建前が違ふのですから、そこに因果関係はないということは、現在の税法上その他の建前からよく理解しておりますが、農事組合というものが、全国的に全部落なりに設立されてくると、そうしてその農事組合の大部分というものが、おそらくわれわれが考えておるようなものであると思います。その場合、その現物の農地の評価が、時価で行なわれるというようになり、ますると、おのずから直接の関係はなくても、何となく固定資産税の評価、固定資産税の基準となる農地の評価方法等に、それが自然にいわせをされてくるというような感じが出てくるのですが、そういう危険は絶対にあるまいかというところをどこで押えられるかということなんです。

○政府委員(坂村吉正君) そういう危険は絶対にならないようにしたいと思ひます。で、固定資産税の評価は、別の建前でいろいろな評価をいたしておきましますから、この点は、もしそういう問題があるようであれば、大蔵省と農林省と一緒に、税務署のほうにそういう扱いをはっきりさせるように通牒

を出して、税務署を指導するようにきちんといたします。税務署といひますか、固定資産税でございましてから一応地方公共団体でございまして、これは自治省ともいろいろ話をして、きちんとそういうことのないように行ないたいと思ひます。

○森八三三君 お話のとおりだと思ひますが、実態は、固定資産税についての評価が、漸次固定資産税率そのものは軽減される方向にあるとしても、評価基準については、漸次、時価主義という方向が、これは僕は現実の姿だと思ひます。ところが、今言つたように、農事組合を作るときには、もともと零細農家ですから、現物を出すと云つたて、そうたくさん出す余裕があるわけはないのです。それが外部に金銭的な信用を確保いたしますためには、出資の多きを望むというか、多い出資を確保したいという気持ちになると思ひます。自然そこで評価についても、最高時価だ、地方の売買の実態だ——それで組合員も全部納得しておる、それが通例である、こういうことになりまして、今の固定資産税のほうで、建前は違ひますが、これははっきり承知しておりますが、そういう事例というものが全国的にずっと出てきてしまつと、税務当局というか、地方公共団体のほうでは、そつちのほうへ漸次引っぱつていくという傾向というものが出てくると思ひます。その場合に抵抗するといひましても、建前は別だといひても、お前たち自身が評価しているのはそうじゃないか。で、時価主義といふことを採用していこうとするなれば、だれも他人が評価したのじゃなく、お前たち自身が評価したものがどうだといふのなら、それにするのがどうに異議があるのだ、こう言われると、どうも建前上それを拒否する手段というものが、私はないのだと思ひます。そこが非常にむづかしい問題なので、これはお尋ねいたしましたも、それを法律でどうするかどうかというわけにいかぬと思ひます。あとは農林省と地方庁なり自治省の税務関係のほうで話し合ひということになりまして、苛斂誅求はしないということでおさめる以外に手はないと思ひますけれども、その辺が実際のところ問題になってくると思ひます。他人が評価したのじゃなく、農民自身が評価したのですから、それだけの価値のものだといふことになると、その価値を評価の対象にするということが一番すらすらと考えると正しい方法なんです。ね、それを話し合ひでやるとおつちやっているけれども、それ以上お答えを願うといひてもお答えは願ひぬと思ひますが、何かその辺のことについて自治省との間に農林省で何らかの取りきめをしていただくことが、現物出資をもつて農事組合を作る場合に、農民諸君に安心を与える大きなあれになると思ひます。どうでしょう。

○政府委員(坂村吉正君) おつちやるとおりであらうと思ひまして、そういう誤解の起りませんように、十分自治省のほうとは話をしておき取り扱ひができるようにしたいと思ひます。ただ、お話の中に、現物出資の評価の場合に、時価の最高限に評価するだらう、こういうお話でございましてけれども、これには出資配当と従事分

配当、利用分量配当、こういうようなものがございまして、それらをいろいろ考えまして、出資配当におきましてはいろいろこれは制限もございまして、それからその場合には税金の関係等もございまして、従事分量配当といふのは非常にむづかしい問題で、これは農協のほうでも同じように全部税金をかけない、こういうようにしておる関係もございまして、それから農業経営の関係等も考えまして、どういう工合に評価するかというところ、必ずしも時価で評価するとは限らぬと思ひます。いろいろ益をどういう工合に配当するかという問題との関連において考えるといふのが実態じゃないかと思ひます。そういう性格のものでございしますから、これはもう全然固定資産税の評価とは性格が違ふ、この点を

○森八三三君 今、局長は出資配当と利用分量配当なり労務の提供に対して配当するといふその農事組合法人の剰余金の配分についてはいろいろの場合が想定されるわけであるので、必ずしも出資を最高限にするために評価を高くするといふことはなからうと、こうおつちやりましたけれども、実際問題として現物出資をして、それが金に換算されて出資証券を受け取つたその組合員は加入、脱退自由ですね。農事組合は加入、脱退自由だ。そうすると、他日組合を脱退しようとする場合には、換価されておる出資額というものが払い戻しの対象になる、こう思ひますが、そうだとすれば、農地の評価といふものを内輪にやつておいて、そうしてもし万が一の場合には、脱退しなければならぬといふときには参つちや

うんで、そんな甘いものじゃないと、こういう感じを持つてんですが。

○説明員(酒折武弘君) ただいまの点御説明申し上げます。脱退の場合等の払い戻しの方法につきましては、定款によりまして現物の払い戻し、あるいは金による払い戻し、両方きめることが出来ますので、したがひまして、御質問のような場合におきまして評価をよ

くしなれば、現金払い戻しすれば結局損をするといふようなケースもあり得ると思ひます。そこで、そういうことをやるのであれば、現物払い戻しといふことにしたいといふのが土地の所有者の希望になるわけでありまして、現物払い戻したとしますと、これは残るほうの農事組合法人経営の不安定といふ問題が起ることという若干ジレンマがあるわけですね。そこで、われわれ現実の問題としては、そういう問題がございしますから、土地出資という形よりも土地貸付という格好で行なわれるのじゃないか、大部分のものが、そういうような予想も立っておりまして、しか

し、そういう点につきましてはお互いの話し合ひで、これは前々から申しておりますように、非常に人的結合の強い団体でございまして、お互いの話し合ひで現物出資といふふうな形も無いことではないのじゃないかといふようなことを想像してゐるのであります。

○森八三三君 今部長のお話のように、必ずしも農事組合を設立して農業経営をする場合には土地の現物出資の場合ばかりじゃない、貸付の場合もあるといふことは、まあ法律の規定にありますが、私から私承はいたしておきま

出資を換価した場合にそういう事態が起きる。その場合、組合員が脱退したた場合には、換価しているときはその出資額を限度として、もちろん定款の規定事項ではありまするが、出資については行なわれると思いますね。そうすると、今言ったような問題が起きてくるということになるので、脱退組合員が出た場合にはこれは評価を変えて特別にやるなどというわけにはいかぬでしようし、非常に困った問題が事実上は発生してくる、こう思いますかね。

○政府委員(坂村吉正君) おっしゃる

とおり、末端で数人の者が集まって非常に人的結合の強いそういう団体でございますので、場合によっては物の評価の問題でございますから困った問題もいろいろあらうと思いますが、しかし、そういうものはお互いの話し合いで片づくというようなことを期待して考えているわけでございまして、もちろんそれは現実の評価をして、評価した形で出資証券をもらつておれば、脱退のときにはもちろんそれはそのままの、評価だけしかもえませんけれども、その場合には損する場合もありましょうし、あるいは得する場合もありますように、そういう点をいろいろ考へて、実際みんながうまく気心があつて気持よく協業できるように、そうして自分たちの組合を作つてやうに、そういうふうな實際に合うように指導をしてやうに、こゝういふ考え方でやつて参りたいと思ひます。

○森八三一君　その場合に農地の権利を移転する行為が出資の場合にも行なわれますね。それから脱退の場合もまた発生しますね、現物であつた場合。そういう場合に税法上の取り扱いは一

体どうなりますかという問題ですが。

○説明員(酒折武弘君) その場合の税法上の問題といえますと、おそらく譲渡所得税の問題だと思います。これは結論的に申しますと、その場合はかかるということになるわけでございます。

○森八三一君 かかるということにな

るのは現行法ではそのとおりですが、かかることになると思いますだけでは、この農事組合を農業構造改善のために進めていこうとする趣旨には沿わないのじゃないか。何かそこに、そういう

ような事実上の売買をするわけじゃないのですね、形式的にそういう手段を講ずるということなんですから、その場合に何らかの税法上の特典が付与されてしかるべきではないか。それは非常に大きい、農業基本法に基づく農業構造改善という非常に大きな国家目的を遂行する場合なんですから、何かそこに思いやりのある措置というものがあるべきではないか。ただ、現行税法でかかると思いますが、つつけどんどんなやりっぱなしじゃ、何か情けないような気がするのですがね。

○政府委員（坂村吉正君） おっしゃるのとおりでございます。この問題は税法の全体の建前を申し上げますと、たとえば固定資産の評価については、先般でございますか、二十八年でございますか、このときに全体の評価をいたしましたして、それが一応の基準になっておるわけでございます。相続税の場合なんかにおきましては、それで譲渡いたしました場合に、今の全体の建前からいまして、その評価額をこえた部分については、これも譲渡所得税というものをかけませんと全体の税制の体制がくずれてしまう、こういうこ

とでございまして、この点はぜひぶんに
 税務当局のほうとも話をして詰めてみ
 たのでございますが、現行の全体の税
 制の体系からいいますと、これはやわ
 らを得ない、どうしてもその点は壁がな
 かなか破れないものですから、そうい
 うふうなことで考えているわけでござ
 いまして、今後の問題といたしまして
 は、十分もつとその問題の実態を見
 した上で、よくひとつ検討いたしたい
 と思います。

○森八三二君 私がこの質疑を始めま

する最初に、農事組合の責任体制をどうするかというところでいろいろ論議をいたしましたときに、何といたしまして農事組合は零細な人を集めて組織される非常に大切な存在である、その存在が目途とする事業を完全に遂行していくために一番大切なものは何といても資金だ、その資金を確保することについて適切な措置が講ぜられておりませんと、仏作って魂を入れないという結果になる危険があるわけで、有限か無限か保証かという論議を酒折部長といたしたのでありますが、これは平行情線が終わっておりますが、これは平行情線から私の希望するような問題が解明されておらないということから、自然寮としては現物出資ではなくて貸付ということになろうと思うのです。そうならざるを得ないと思うのです。ただ形式上所有権が移転するだけで、その移転したことによって生ずる売却代金ではかの仕事をやるかという目的じゃないのですからね。ほんとうに離農をして農地を売ってしまったてよそへ行って別の仕事をやるというのならそれでいいのですけれども、ただ農事組合に共同経営をするために一応所

有権を移転するということなので、それから、そうすると税法上の問題がそこへくれば自然現物出資になる。現物出資になれば、組合としても形式的な資産産生というものはございませんから、外部に對する信用力というのはやはり薄いのですね。そこでやはり問題が起きます。せっかく組合を作ったけれども外

部からの資金の供給を十分に仰ぐことはできないというところへまた戻ってくるのです。できれば私は将来ともほんとうに結束をしてやっていくために

は、農地それ自体を現物出資の形で新しく生まれてくる組合法人に帰属せしめるということが、今後の農事組合のにも、一つの有力なあれになると思うのです。それが税法上の問題ではばまれるということについては非常に残念なことです。今までの過程では税体系上云々ということですけれども、農業基本法を出発として非常に画期的な農村の構造改善についての大事業をやろうというのですから、それくらいのこととは、踏み切らなければいかぬのじゃないか。農業基本法の四条でしたのですか、措置を講じなければならぬなんていうくらいい言をしておいて、その目的を達するための措置はほかの並びのことでどうもやれぬということで、農業基本法の四条か何かの、条章は忘れましたけれども、この目的を達するために、税法上、財政上何かの措置を講じなければならぬとか、講ずるものとするということをやったっている趣旨からいって、どうも私は平仄が合わないという感じを持つのです。がね。これは早急に解決さるべきであ

と思うのですが、いかがですか。

○政府委員（坂村吉正君） 基本法の趣旨に沿ひましておっしゃるとおり格別な措置を講じたのでございしまするけれども、これは不十分であつた、こういうことであらうかと思ふのでございします。で、ただこの問題は、譲渡所得税の問題は、御指摘のように、税制上純粋の問題としてを私申し上げましたけれども、そればかりの問題でもございませぬ、實際問題といたしましては、たとへば二十八八年の坪面と、うら

のは、たとえば水田で平均的に見ますと三万円くらいの評価になっておりますけれども、それじゃ一反歩の土地を持っている者が、二十八年の評価が三万円であるものを出資する場合に、これを現金でほかの人に十五万円で売って、その金で出資をした場合には、これは当然譲渡所得税がかかるわけです。それから現物を出資した場合に、やはり十五万円の評価をすれば、やはりその差額についての譲渡所得税がかかる。そういうことでございますのだから、同じたんばを持っている者が、金でほかの人に売って現金をもらって、そして現金で出資をした場合と、現物出資をした場合とのバランスも考えてやらなければならぬのですから、ほかの人に売って自分で換価してやった場合には当然譲渡所得税は免れないわけでございます。そこら辺とのバランスの問題がございまして、税制一般論だけではなかなか押し切れない問題もあるわけでございます。実際の運用状況をもう少し見た上で、もっと積極的な解決方法を考えたいと思っております。

問題になりました。法律制度の問題として考え、また第一回の農地法の改正等も暫定的に農業生産法人を認める場合の要件、適格法人というような名前を考えただけでございます。今日農業基本法ができました段階におきまし

になっておるのは、大体は、その信託の期限は六十年くらいを基準にして、と、森さんに答えているように、さうですか。

○政府委員(庄野五一郎君) 信託期間は信託規程で定めるところにいたしてあります。それで信託規程は、監官庁の認可を受けて農協が決定する。こういうことになるわけでございませうが、その信託目的の農地を借り受けて耕作する農民の経営の安定の上から申しますと、あまり短いのでは経営が安定しないということもありまして、信託期間は最短——一番短い期間、最長六年以上、こういうふうにしたい、こういうことでございます。で、その範囲でそれ以上ならば組合の実情によつてきめる、こういうことになります。〔理事仲原善一君退席 委員長長席〕

○清澤俊英君 これは信託を契約するときの、一件ごとに期限はきめていいのですか。農協が信託契約をするとき、事情によつて一件ごとに大体六年以上という目安できめていいのですか。

○政府委員(庄野五一郎君) 甲の農民が自分の農地を信託する場合に、何筆かあります農地を一括して信託に付する場合に、一括してこれを六年以上と定める場合もございましょうし、それからA、B、Cと三筆ある場合の農地を、Aについては六年以上、Bについては十年と、そういうふう信託契約で定め得る場合もあると、こういうふうに考えております。

○清澤俊英君 そういうことを一件ごとにとという考え方は、かりに實際耕作農家が労働力が欠けてきた場合があり

きた、だから子供が大きくなるまで六

六年以上とはするが、特例として事

© 2004 Blackwell Publishing Ltd

きた、だから子供が大きくなるまで六年なら六年、七年なら七年、途中だれかに預かってもらいたい、あるいは考えられる筋としては、多分六年くらいにしておくが、実はこういう仕事があつて、東京のほうへ出かせぎに出る口があるのだから、当分の間ひとつ預かってくれ、そのうちに、まあ筋を変えて売り払いをお願いするかもしれないが、いろいろ筋がありまから、だから信託契約を、一件ごとに、一つの土地ごとに全部そうするなら期限は変えていいですね。大体六十年以上とは書いてありますが、場合によっては三千年でもいいわけですね。

○政府委員(庄野五一郎君) 最短六年以上と、こういうふうなきめたいと、こう思つておられます。だから、その最短六年以上ならば甲の農民が持つておられます土地について、先ほど申しましたように、A、B、Cと三筆あれば、Aについては六年、Bの土地については十年、こういうふうなことは決定できる。ただし、その三年以上というふうな、六年から下がることはできないようにしたいというふうに考へておられます。

○清澤俊英君 それはしかし無理じゃないんですか。たとえばそれが今、中学に出ている、高等学校へ入っている、二、三年後には十八、九になりまから、大体一番いい働き手になる、それまでの間といつたら、三年くらいですが、そういうような事情の場合、六年というふうになったら、これはたいへん不自由を感じると思うのです。一方において六年以上、十年の場合もいいという何がありますならば、これは実情に即してまず大体の基本は、

六年以上とはするが、特例として事情によつてはそれ以下の場合も認められるというところが私はいんじやないかと思う。これは政令で定められるのかしよう。信託契約というものは、政令で定められるのですから、その際のお定めになるのですから、その際のこと、そういうことをちよつと入れていただければ、非常に便利じゃないか、こう思うのです。実情に即するのじゃないかと思ひますが、その点、どうなんですか。

○政府委員(庄野五一郎君) 信託契約は政令、省令の規定によらずに、農協が定める信託規程に定める、こういうことになって、それは行政官庁の認可を受けて農協が信託規程を定める、その中に信託契約期間を定める、こういうことになります。その模範例として六年以上といふたいというものを申し上げました。六年というところについては、先ほど短いじゃないかという御指摘が当委員会であつたわけですが、今はこれは長いという御指摘もあるわけですが、これは相手方の農業経営の安定ということも考えなくちゃならぬ、こういうことに相なりますので、そこら辺のかね合ひで、大体ただいまの農地の賃貸借の実勢が、五年程度が期限になつてゐるわけですが、期限のない賃貸借か、あるいは期限のあるものは大体五年というのが文書化されてゐる実勢でございます。五年の賃貸借を最短にいたしたい。それは借り受けて経営をする農家の経営の安定も考えなくちゃならぬ、そういう立場から考えたわけでありまから、五年の賃貸借期間を確保する場合には、信託期間を六年以内としなければならぬ、こういうふうな考えた次第であります。

○委員長(梶原茂嘉君) 清澤君に申し上げます。財務調査官の松井政府委員が出席されましたから、先ほどの税の問題です、その他関係官庁が見えておられますから。

○清澤俊英君 大蔵省の関係の方に、税金の関係の方に一つお尋ねしたいのです。この間から問題になつてゐるのですが、農業法人をやるために、一つの土地の投資体を作るというのです、その際に元来ならば貸し付けていいんです。土地をただ提供して、貸し付けの形で、法人に貸し付けた形で一応いっていいんです、それが、それでどうも危険があるというのです。危険があるというところは、途中で脱退でもされたり、あるいは都市近郊においてそういう農業法人等を作り出した際に、他から誘惑があつて、そうしてひとつその土地を、現在投資してゐる、貸し付けて、そして自分も中に入つて、農業法人の仕事に従事してゐる、そういう形でやつておられます、いろいろな、あるいは個人の構成員の一人の利益の関係で、貸し付けたのだから持つていかれる、土地を持つていかれる、こういう場合が実際にあります。そこには、施設投資をやつていろいろのことを計画してゐるのだから、それがなくなる、ことによつて、農業法人全体がきめた計画がくずれてくる。そういう脱退によつて基本になる土地がくずれてこないようにするために、かりにこの所有権を譲渡の形で法人に移そうというのです。こういう問題が出てくるのです。だから、これは利益があつて売るわけでもなければ、何するわけでもな

いのです。それにあなたのほうでは、何かその法人に対して譲渡税を課せられる。こういう話が、今出ているのです。これは神奈川県の一つの例ですが、三十万坪でその土地を、そういう譲渡形式で法人を作ろう、ブドウ園をひとつ共同で経営して、こう、こう、一つの形が出たのです。ところが、これを譲渡税でやられますと、一千万円取られるのだそうです、あなたの方のほうへ相談にいったら、これでは全くできないじゃないかというの、今、問題なんです。そこでわれわれの考えとしては、譲渡というものは実際は譲渡というのじゃないけれども、一つの法人組織を作つて、構造改善をやつていよいよ出ていくというものが、そんな税金を取られたら、構造改善も何もできやせぬじゃないか、こういうことが今、この大問題になつてゐるのです。だけれども考へてゐるので、それじゃできぬじゃないか、それじゃ借りてたらいじやないか、それじゃ借りていたものを、やめて返してくれと言われたら、これもどうしようもない、今の法律からいいますと、その危険を防いで健全な構造改善の発達を期するためには、どうしても安全にやるには、一応所有権を移した形が一番安全だ、それに税金を取られる。何もそこにもうけたり損したりするものもないのです。これはひとつ、あなたにどうもできるわけじゃないでしようけれども、税法上どうなつてゐるか。取ると言われるからには、そういう規則があるのだらうと思ふけれども、何かそこに問題が残つてやしないかと、こう思うのです。

○政府委員(松井直行君) お答え申し上げます。農協の協業化と申しますか、中小農家が集まりまして農業生産法人を作つて、それで生産性を上げていく。こういうときに、現物出資として出します田畑についての譲渡所得税の課税があるときに、そういう育成を阻害するんじゃないか。こういう御質問かと存じますが、御存じのように、出資いたしました新しい法人の財産になるわけでございます。おっしゃるとおりの農業政策上の要請といひますか、政策というものは、われわれ十分承知いたしておるところではございませうが、個人が財産権を出資いたしました、持分権を持つという形は、単に農業法人のみならず、農業法人もろんそでございませうが、一般の育成を要請されております民間の中小企業、工業、商業の場合におきまして、すべて個人が現物出資いたしましたときには、財産権を処分して、かわりに持分権というものの形で財産を持つわけでございます。そして、そのときに、一べん土地なり、そういう不動産の清算をいたして、譲渡所得税を取ることが、今の税法系上の原則になつております。で、これは今の農業生産法人の場合には、私、どういふ形で具体的に、か、そこまで構図を描く能力を持つておりませんが、おそらく金銭出資とかいう部分もあるのかと思ひます。で、金銭で出資をするその場合には、金銭がなければ、持つてゐる財産を処分して、そこで一たん譲渡所得税がかかりまして、税金を払つたあとの金銭で、金銭の形で出資することにならうかと思ひます。で、金銭出資者でない人は、現物のままで出資するといふときには、今申し上げましたように、

金銭で出資する人と負担の公平という概念からいまして、そこで一たん持っておいた不動産を処分したものとみなしまして、そこで譲渡所得税を取って清算をするというのが、金銭出資者あるいは現物出資者、もっと広く都会地におきます中小の商業法人の設立の場合におきますも、同じようなやはり租税負担の公平という概念から、そういう措置をとるということに、税法上の建前はなっております。そこで今おっしゃいましたとおり、この農業政策上の必要性というものは、われわれ十分わかるところでございまして、一たんでき上がった法人につきましては、特殊な扱いを従来からいたしておりました、これもそういう扱いを受けるということに予定されておると承知いたしておりますが、そういう法人を作る段階の過程におきましては、一般の大ぜいの納税者とやはり負担の権衡、公平という概念から、従来どおりのわれわれのこういう税制上の立場というものは、やはりくすすわけにはいかない、こういうふう存じておるわけでございます。

○森八三三君 ちよつと用事があつて中座しましたので、今の質疑につきましては最初から承つておりませんからわかりませんが、農業基本法ができて非常に所得の格差の存在しておる農業者の経済的な地位、社会的な地位を引き上げるために、農業構造の改善ということが非常に強く指摘されておる、このことはよく理解しておる。理解しておるが、現行の税法上の建前からいって、公平の原則に照らしてきような措置はいたしかねる、御答弁はこう

いう結論であると思うのです。そういう考え方が、結局私に言わしめまされば、きわめて形式的な理論であつて、農林、農業の実態を全く把握しておられぬというように、少し極端な表現かもしれませんが申し上げたいのです。というところは、ここに農事組合法人というものを作ろう、そうして農業構造の改善を強力に推進しよう、そのために持つておる農地を一応形式的に換価をして、出資の形に改めるというだけなんでしょうね。実際それをしてどうこうというのじゃないですね、実際は、ただ形式的にそういう手段を講ずるといふだけなんです。それがその不動産の処分によって所得があつたから課税するという感覚がおかしいと思うのです。そういう必要があるから農業基本法の第四條かにこの農業構造改善という非常に重要な目的を達するために税法上なり財政上なり法制上の措置をとらなければならぬと命じておるのですよ。あなた方が勝手に考えるというのじゃないのです。もう命じておるのです、法律は。そうして予算委員会でも、あの法律を作つた当時のこの委員会でも水田大臣も来られて、この趣旨を達成するために必要なことは全面的に協力して推進いたしますということを繰り返して答弁されておるのですよ。もし農業基本法ができて、各省ばらばらで、いいかげんであつたのではちつとも達しやせん、ほんとうにこれは政府をあげて協力をすべきだという趣旨から、そういうような質疑が繰り返し各委員から行なわれて、そういう答弁がされておるのですよ。だから、確かにあなたのおっしゃるとおり、税法上の現行建前ではそのとおりなんですわ。疑義なしなんだ。疑義なしだが、それを改めるところに問題があるというところなんです。改めようという態度は結局農村の実態を形式的には知つておるが、ほんとうに眼光紙背に徹するような実態把握をしておられぬ、こういう判断をしても、少し言い過ぎかもしれないけれども、当たつておられぬというわけじゃないと思うのです。農林省もそういうことであれば交渉したでしょう、ちつとも話し合いになつたわけではないでしょう。あなた

のほうで受け付けておられぬというだけだ。農林省がそういう交渉をするというところは、農林省では主管官庁として一番よく農村の実態を知つておるから、そういう交渉をしておるのか、何もう筋の通らぬ話を持ち込んだものじゃないはずなんです。そうでしょう。これは官庁は違つても立場は同じ国家公務員という立場で、国政の進展に非常な協力をされておるのですから、それでしよう。だから、それは主管官庁がかくあるべきであるという主張をした場合には、当然考へていただくことが私はあつたかと思つたのです。あまり公平の原則をがちゃがちゃ言つてるといふと、農業基本法が死にまう、こうなるのです。今あなたにこれを追ひ詰めてみたつて、ここでそれはしますなというあなたに権限もないし、ここですづきばりご答弁をいただこうと思ひます。そんなこと言える立場でもないのです。どうですか、気持は。

○政府委員(松井直行君) 今おしかりを受けましたが、われわれ主管官庁の農林省を通じて今おっしゃいます。たこの法律の基本的な精神、これが円滑に運用されるために必要な措置等、詳しく検討いたしました。単に主税局の事務当局の考え方ではなしに、今回の税法改正におきましては、御存じのように税制調査会というので三年間基本的な問題をいろいろ検討して参つたわけでございますが、税制調査会におきましては慎重審議されました、むろんおっしゃるとおりそういう政策を最初からもうむげにけるという態度ではなしに、深くかつまた理解力を持つて、こういう問題を考へるという態度で真剣に各委員の中でも議論があつたところでございます。しかし、今おっしゃつたとおり、この趣旨を生かすために、何はおいてもこのものだけをそういう扱いをしるというお話のように伺ひますが、まことに恐縮なんです。これは税法といひますのは、広く農業者のみならず、商業業者、それから月給取りも、あらゆる勤労所得課税、それから資産が生むインカムにつきましての課税、あらゆる課税原因につきまして、やはり公平を期するといふところに税法の根本的な生命があるわけでございます、そういう広い観点から税制調査会におきまして、大いなる理解力を持つて討議をいたしたところだろうと思ひます。しかしながら、残念ながら現在の段階におきましては、先ほど申し上げましたとおり、その他の資産所得に対する課税の現状と公平の概念から見て、このものだけに特に今回今すぐ、こういう特別措置をとるといふことは、適當でないといふ結論に達したわけでございます。むろんおっしゃること、全然わからぬという、無視するという態度ではござ

いません。こういう立法ができます以上は、理想的な形ができた上、その後の運用のみならず、そういう形を作る過程におきまして今おっしゃいますとおり、課税、その他いろいろ問題があると思ひます。こういう新しい農業形態を作る過程、それからできてからあとの運営の問題、両方に問題があるかと思ひますが、あとの問題につきましては、すでに税法上の手当もございまして、今申し上げましたとおり、いろいろ万々の場合、他の、比較におきまして、負担の公平という点から、今にわかにかつた措置をとりがたいという、これは税制調査会におきまして、そういう結論を得たわけでございます。単にわれわれの偏狭な事務当局の考え方だけから申し上げておるわけではないといふことを十分お含みおきを願ひたいと思ひます。

○森八三三君 あなたのおっしゃることがわからぬわけではございませんが、そういうふうにお答えになりますと、いろいろ申し上げたくなつてくる。というところは、国がどういふことを推進するのが一番この時点に立つて大切なことであるといふこと、一面に輸出貿易の振興といふことが日本の置かれてゐる現時点できわめて重大だ、だから輸出貿易の振興については、特別な措置法といふものがあつて、税法上の軽減が行なわれておるでしょう、これは単に公平の原則からいけば、こんなことはやるべきではないでしょう。一つの国家目的を遂行するために大切なことは、必ずしもその公平の原則だけ

によつてゐるわけではないと思ひます。事例をあげるとおっしゃれば申し

は理解してゐる。

○政府委員(松井直行君) 農林省を通じて今おっしゃいます。

たこの法律の基本的な精神、これが円滑に運用されるために必要な措置等、詳しく検討いたしました。単に主税局の事務当局の考え方ではなしに、今回の税法改正におきましては、御存じのように税制調査会というので三年間基本的な問題をいろいろ検討して参つたわけでございますが、税制調査会におきましては慎重審議されました、むろんおっしゃるとおりそういう政策を最初からもうむげにけるという態度ではなしに、深くかつまた理解力を持つて、こういう問題を考へるという態度で真剣に各委員の中でも議論があつたところでございます。しかし、今おっしゃつたとおり、この趣旨を生かすために、何はおいてもこのものだけをそういう扱いをしるというお話のように伺ひますが、まことに恐縮なんです。これは税法といひますのは、広く農業者のみならず、商業業者、それから月給取りも、あらゆる勤労所得課税、それから資産が生むインカムにつきましての課税、あらゆる課税原因につきまして、やはり公平を期するといふところに税法の根本的な生命があるわけでございます、そういう広い観点から税制調査会におきまして、大いなる理解力を持つて討議をいたしたところだろうと思ひます。しかしながら、残念ながら現在の段階におきましては、先ほど申し上げましたとおり、その他の資産所得に対する課税の現状と公平の概念から見て、このものだけに特に今回今すぐ、こういう特別措置をとるといふことは、適當でないといふ結論に達したわけでございます。むろんおっしゃること、全然わからぬという、無視するという態度ではござ

いません。こういう立法ができます以上は、理想的な形ができた上、その後の運用のみならず、そういう形を作る過程におきまして今おっしゃいますとおり、課税、その他いろいろ問題があると思ひます。こういう新しい農業形態を作る過程、それからできてからあとの運営の問題、両方に問題があるかと思ひますが、あとの問題につきましては、すでに税法上の手当もございまして、今申し上げましたとおり、いろいろ万々の場合、他の、比較におきまして、負担の公平という点から、今にわかにかつた措置をとりがたいという、これは税制調査会におきまして、そういう結論を得たわけでございます。単にわれわれの偏狭な事務当局の考え方だけから申し上げておるわけではないといふことを十分お含みおきを願ひたいと思ひます。

○森八三三君 あなたのおっしゃることがわからぬわけではございませんが、そういうふうにお答えになりますと、いろいろ申し上げたくなつてくる。というところは、国がどういふことを推進するのが一番この時点に立つて大切なことであるといふこと、一面に輸出貿易の振興といふことが日本の置かれてゐる現時点できわめて重大だ、だから輸出貿易の振興については、特別な措置法といふものがあつて、税法上の軽減が行なわれておるでしょう、これは単に公平の原則からいけば、こんなことはやるべきではないでしょう。一つの国家目的を遂行するために大切なことは、必ずしもその公平の原則だけ

によっているわけではないと思いま

す。事例をあげるとおっしゃれば申し上げますが、専門家ですら申し上げる必要もないと思いますが、そこで今非常な格差ができて、ほうりっぱなしにできないという時点があればこそ、農業基本法というような画期的な法律ができたわけですが、その法律の志向する目的を達成するために入り用なことについては、おっしゃるような四角四面な原則だけにこだわってはいけません、税制調査会がいろいろな議論をして、そういう結論を得たとおっしゃいますけれども、形式上はまさにそのとおりだと思います。しかしあなた方が、これはこうすべきだという感覚でもお持ちになりますと、税制調査会のほうではすつとそっちのほうに向いてくるといふ事例はしばしばあります。むしろ税制調査会のほうでこうだと言つても、税務当局のほうでそういうことをやってはいへんですと言つと、大体そっちへ運んでいってしまふというのが例でしょう。まあ、審議会とか委員会というものはそんなものでしょう。あらかじめ原稿ができておつて、その原稿の了承の会というのがおおむねだと思ひますけれども、税制調査会には私は委員をやったことはありませんから知りませんが、私がしばしば勤めたいろいろの会合では大体そういうことです。そいつをあなた方がそういう気持ちになつてもらうと、すんなりいくような気がしますが、そういう気持ちになれませんか。言われれば例をあげますよ、国家目的を達成するために、公平の原則でなしに推進してきておる税法上の措置がたぐさある、それがこれと並ぶものであると私

は理解している。

○政府委員(松井直行君) 私の今までのお答えの荒筋を御理解願つた上で、私の個人的な感じ、気持はどうかということだろうと思ひます。なるほど国が重要施策として打ち出しました政策を完遂いたします場合、それ本来の目的を達するためにいろいろな行政上、あるいは立法上の措置を講ぜられることが多うございします。特に税制が大きな障害になつておりました、やはり税制上も特別な措置が講ぜられるということになることは今おっしゃるとおりでございますが、すべてのもの、何でもかんでもすべて税制で解決するということではないのであつて、本来打つべき手を打ちまして、最後に税についてもう一つ面では何とかならぬか、こういうことになる場合が私非常に多いと思ひます。たとえば特に通商政策、貿易政策につきましてはすべて一切がさいの目の特別措置で解決する問題じゃないと思ひますが、そういうものとあわせて税法上の特別措置というものが非常に有効に働くということに相なろうかと思ひます。そこで、今おっしゃいました農業基本法が目ざしております立法の基本的な政策といひますか、これも何べんも私が繰り返しておりますように、今おっしゃつたとおり農業と商工業との格差の是正が非常に緊要なところでございまして、われわれ立法あるいは税務行政両方の面におきましてすでに農業者に対する所得税というものがこの十年間の間に非常に軽減される、納税者の数も非常に減つておるといふことはよく御承知のことかと思ひます。農業者をほつておいて商工業者を優遇しておるといふよりは

むしろ農業者の課税上の優遇をはかるという線に今日まで相当進んでおるといふことは御了解願ふと思ひます。今回の措置につきましてもそれと同じように何と申しますか、同情といひますか、理解といひますか、これは十分持つておるところではございします、今おっしゃいましたように形式論などは存じますが、別個の人格を作りましてそこに投資をするという形態、こういう形態をとることによつて協業化といひますか、あるいは生産性の向上をはかるといふ分野は単に農業のみならず、商工業にもたぐさあるわけでございます。都会地におきまますようにした商工業の協業化といひますか、これも非常に大きな問題でございします。企業基盤の強化といひますか、あるいは資本の蓄積といひますか、そういう面では農業者にとりまして中小企業法人につきましても同じような要請があるところでございまして、今にわかにはこのものだけに特別措置をとるといふことは、その他のいろいろな要請をかえておられます現在といたしましては、今にわかには今おっしゃるとおりの線で割り切るといふことがなかなか困難じゃないか、税制調査会の各委員方の趣旨もそうであつたのじゃないかと存じます。決してこの措置が必要でないとか、農業基本法の精神を無視して議論のあつたわけではないのでございまして、この趣旨も十分理解しながら、その他の各般の分野にありまます大きな数多くの要請との調整をとりながらこの際どう判断するののいいのかわからない立場で税制調査会の結論が出たものと存じております。したがつて、この法に対する理解といひますか決し

て失つておるのでないということをもたねてお話し申し上げまして御理解いたされたかと存じます。

○清澤俊英君 今ちょっとあなたの説明の中にまことに納得しがたいものがあるのです。この問題を御説明なさる上においては二点あると思ひます。一つは、第一点としましては農業課税の問題で、全体で今非常にパーセンテージが少なくなつてゐる。これは先般大蔵大臣に言ひましたときも、戦後は直税総額のうち三六%であつた、農業所得を納めたのは全体の三六%であつた。現在はそれが六%に落ちてゐる、こういうお話だ。戦後の三六%といふのは、皆さんが御承知の家畜一匹から鶏一羽までかつたのだ。三六%といふのは、日本の税金を納めることのできる線がほとんど戦後崩壊しておつて、農業課税よりなかつたのだ、それで三六%とられたのです。私は大蔵大臣に言つたのです。そのまゝ今日まで推移しておつたら農業革命が起きると思ひます。そんなものがまがでできません。そういう過酷なものをとつて、今現在それが六%に減つたとか何とか言ふのは言い過ぎじゃないかと思ふ。どれだけ不合理なまけ方をしたいだいてゐるのか。

第二点は、もう国会へ出て参りました十五年、年に一回は必ずやつておるのです。といふことは、農業課税をきめますときに労働力といふものを見てないのです。労働力といふものを、生産費の中から労働力といふものを見てないのです。これは大きな間違いだといふ私は思ふのです。なぜかと言ひましたら、普通の生産体系からは、労働力はかければ生産が上がる、これは通常の

考え方だろうと思ふ。労働力をかければ生産が上がるというものは、これは普通の考え方だろうと思ふ、今の生産体系から見ますと、農村には労働力といふものはそういう形をとらないのだといふのです。自然条件によつて収穫のないところほど労働力がかかる、こういうギャップがある。逆があるのです。たとえてみれば非常に湿地であるとか、あるいは耕地整理もろくにできておらずとか、山間部の土地であるとか、こういうところになつて参りますれば労働力はぐんぐんかかるものだ。そういうものに対して労働力といふものを見ないで正當な収益といふものは一つも直してないのだ。だから無理なものが出てゐるのだ。これは無理じゃないですか。私は無理だと思ふのです。そういうものを全部放棄しておいて、ただ農業課税といふものが六%に落ちたからという表現だけでも、せつかくの構造改善に対する一つの考え方としてお伺ひしてゐるものを上げ上げ上げといふのは、われわれが一生懸命、いわば課税問題を何とか考えろといふやつを、それはだめだといつてばんとはねておられる、そういう考え方は私はちよつと無理なのじゃないかと思ひます。農業の実態をわかつたやうでいて実際はわからぬのじゃないかと思ふ。もつと本氣に考えてもらひたい。これは現に非常にあなた方は独断的な考え方をしておられると思ふのは、電源開発だとか、あるいは土地がつぶれるとか、公共施設などです。そういうときは金が入るのです。買収の金が入るのです。それを全部うかうかしてゐると所得と見られる場合があ

る。所得じゃないのですよ。全部じゃないのですよ。場合によりましたら全地域の耕地を失うのだから、失った代償として相当の高い報償料をもらっているのだ。これは次の段階にいくいわゆる報償です。生活を償うための報償です。こんなものに税金かけるのはおかしいじゃないかというので横濱におきまして屏風浦の埋立のときこの問題が出ました。大体多額の金が入るのだから、四〇％か五〇％元来なら所得税を取られる。そんなことじゃ何もならない。そこで県庁と市役所を通じてそういう税金を取られるならその分持つてもらわなければ、別に持つてもらわなければわれわれはこれに応じられない、こういうことでいろいろ折衝しました結果、これはそういう事業転換のものであるならば取りません、こういう話がきまりました。取りません。そこでそれはきまりましたが、そのあとでいろいろこれはノリの生産をやっているところでありますから、小舟やいろいろなものを持っていて、これを正当価格で全部見積もってかけろというから、そこで委員会ではそういうものまで認めるのはおかしいじゃないか、要らないものを売り払う、こういうことになったら、あなた方のおっしゃるような正当課税なんというものは間違いないじゃないか。パッタで売っただけじゃないか。——パッタがわからぬ問題になった。パッタとは何だというから、パッタで売ると言ったら、そこがわからないので問題になった。パッタというのは、パタ屋というところは、パタ屋かごとをかついで古物を集めているのは、あれは一つの一括で投げ売りするや

つ、たたき売りする、これをパッタというのです。こういうものを正当な価格で売るのであるから、それに税金かけるというのはいかにもおかしいじゃないか。これもやめてもらいました。だから、解釈の仕方によっては少し色よい返事があってもいいと思うのですよ。他産業との所得の格差をなくするためにいろいろの金をかけて、そうしてめんどうをしてこうこういうことをやっているのだ、構造改善もやっていると、それで足りない場合には、社会的な保障もしていかなければならぬ、税金の面も十分考えていかなければならない、それは今の森さんが言われるとおりなんです。それが全然考えられないのであって、そうして今までも税金は六割に減ったのだからそんなにことは要らないというような御答弁じゃ、全くわれわれは不満にたえない。少しぐらいは——われわれだって無理は言っておりません。何もそれは金が入るとか入らないとかという問題ではない。形成上の問題として一応そういう形をとらなければならぬ。農業法人という形成を作って、そうしてこれから新しく出発しようとするためにはそういう形をとらなければ困るのです。実際の運用ができないからそういう形をとるだけですから、実際は何ら金も入らなければ何にもならないのだ、それを何か金が入るような一つの解釈だけでやっておられちゃ、これは実際問題として構造改善などはできませんよ。私はそういう点についてもう少し御再考をお願いしたい。

○天田勝正君 関連してですが、これは先ほど来清澤委員から提出されておられる問題はきわめて重大なんです。要するに、なるほど農業基本法は成立し、今その裏づけの関連法律をばだんだん整備しつつある段階でございませうけれども、しかし、派生的にこれにかれる課税問題について、これが構造改善が不可能に立ち至る、こういうことを指摘しての御質疑なんです。私はこれを承りつつつくづく考えることは、これは政府側が農業基本法制定當時にいわれた、根本的に農業の問題については各般の施策について考えるということが考えておられないという結果だと思ふのです。だから、ここで私は事務局と申論乙駁やつたことで、もいつまでたつてもちがいがあかない。そこで、このことについては私も多くを言いたいのです。そもその初まりから長い長い物語になるのでありまして、農業基本法自体それは各党で出して、不敏でありますけれども、私もわが党案をこの委員会に説明したこともある。私どもの考え方からすれば、まづ政府もその後怠慢でありますけれども、事務局におかれても、今御答弁になったような考え方は根本的に改めたいだかなければ、この問題はとて解決できない。税金の体系などということをおっしゃるならば、いささか啓蒙の意味で申し上げておきますけれども、そんならば、今確かに農業者の国税として納める所得税はまさに少なかりました。確かにそれはすんなりかけても十三億ぐらい、予約減額などがありますとそれは七億かそこらである、それはよく存じておる。けれども、今現在を見れば、そうであるけれども、しからば、日本の工業育成の道に入りまして明治維新直後の状態を見れば、御案内のとおり、ほとんど農業

者の税金なんです。七五％までは地租であったことは間違いありません。それは地租でありましたから全部百姓ということではありせんけれども、しかし、地租の中心の税収ということとは農業者の納めた税金であるといつて過言でないものであって、一方からは全然取らないものに対して、片方の農業者から取り上げたものを持ってきてそうしてつぎ込んだ、つぎ込む一方であつた。ですから、日本の財閥形成史を見ればわかるけれども、土地の払い下げです、官業の払い下げ、その三本の柱で日本の財閥もできたんだし、工業の育成もできた。そういうことで今日にきてしまつて、それで一方兵士などとかの供給源は農村だ、こういうわけやうだ。こういうわけですから、でありますから、この際かわいそうな百姓などを助けてやるという観念では何にもならないということを強調したいわけなんです。そういうわけで、今まで国作りの犠牲になつてきたのだから、ここに至つて国はその犠牲者である農民のほうに償いをしなければならぬ、そういう謙虚な立場に立つのでなければ、とても農業基本法などが示したところの目的などに合致していかぬ、こういうことを申し上げたわけでありまして、それを話するとほかの各委員に迷惑をかけますから、まあこの程度にいたしますけれども、そういうことかということは、結果において不平等にならぬと思う。確かに所得税等における軽減は私もずっと大蔵委員をやつておりましたからよく知つておりますけれども、それにもかかわらず、しかし、農

業者の生活が一番低いということだけは、これもまた間違いのない。時間があつたらば全部その数字を申し上げてもよろしいのですが、まあやめておきます。従業者一人当たりの所得にしたつても、都会を二〇〇とするならば、農村のほうは三十五年ですでに三一・三％でしょう。間違いない。こういうわけだから、今日においては、明治維新の当時において片方は全然納めないうところにとりこんで、農家のほうは納めないでも、今度は国のほうからつぎ込んでいっていいわけなんです。国の政策というものは一つ一つとえるとみなさういうことなんです。重点政策といへばそういうことなんです。石炭が危機に陥つたといへば、傾斜生産で戦後どんどんそこへつぎ込んだ。そういうことなんです。それでなければ何も政策なんか論じないほうがいいということなのであつて、そういうことで、あまり長くなりますと、各委員の質疑におじゃましますからやめますけれども、そういうことで、私はこの点につきましては、事務局を責め立ててみたところで、どうしても一定のワタのところで答えるほか仕方がないと思ひますので、ぜひこの問題は委員長においてお取り上げになりまして、そうして政府の統一見解を承りたい。というのは、無理な注文をしておるのはごいけません。明後日でも何でもけっこうでございます。で、今日、私どもの要求するのは、法律自体を少し手直ししてもらいたいのであるのでありますけれども、差し迫つた会期中で、それがなかなか困難であるというならば、せめて政府の方針

利用分量の計算については、当該信託の引受けを行なう際に組合員又はその世帯員であった者は、組合員として取り扱う、これはあれですか、「あった」ということは、もともと農協の組合員であったはずなのであって、そのあったのがここへきても過去形の言葉を使っておくというのは、信託をした瞬間に農協の組合員でなくなってしまう

た、こういうことですか。なくなつてしまつたから、この分量計算という時点においては過去の組合員だ、こういう意味か。——そうですか、それなら、そうだと云つてくれればいいのです。私の解釈に間違いがなければ、そのとおりと云つてくれればいい。

○政府委員(坂村吉正君) そのとおりでございます。

○天田勝正君 次に、4)番目の「一殺

承継人」この一般承継人というのはどういふものをさしますか。わかったようにでわからないのですが。

○政府委員(坂村吉正君) 一般承継人といふ場合には、一般的には、法律上はそれを相続したような人をさしておるわけでありませう。

○天田勝正君 それをさしますか。そうでなく、農業の場合は、一般承継人といふたつて、資産は分別相続になる

ので、今のところは農業資産相続の特
別という法律がないのでありますか
ら、これは相続権者はすべて相続さ
れる。それはだれでもという意味で
すか。この際はどうかのです、農業に
従事する者という限定があつて、かつ
その一般承継人の相続こういう意味
じゃないのですか。

○政府委員(坂村吉正君) たとえば甲
は甲という土地を一応言ひします。易

合、その土地を相続するような人、その土地についての一般承継人、こういうことでございます。一般承継人という言葉は、法律上普通使っておるのをごいまして、一般承継人というのは、大体相続人と、こういうような形で理解される、そういう法律上の言葉になっておるわけでございます。

○天田勝正君 私に疑点と思ひますのは、そうであらうけれども、私もそういう解釈をするのでありますけれども、この場合にABCと、いろいろな、ここに土地なり、あるいは農業資産、宅地というようなのですね、これがあつて、そのうちのこの分を私に私という者が相続をする。しかし農業資産については、やはり耕作権が重く見られておるのが農地法の関係からいっても当然の筋でありますから、そこでここに耕作をする意思がなかつたり、あるいは過去にその実績がなかつたり、そういう場合でも、普通言うように、この場合は一般承継人、こういうことに解釈してよろしいのかどうか。

○政府委員(坂村吉正君) 先ほどの言葉が足りなかつたかも知れませんが、私も、たとえば土地を農協に信託に出します、その信託の契約上その信託の契約におきましては、たとえばこれを売った代金をどういう工合にもうとか、あるいは貸した場合にもうとか、いろいろ返すとかいうような契約があるわけでございます。信託契約、その権利義務を引き継ぐ、そういうものを一般的に引き継ぎます者を、これを一般承継人、こういう工合に言つておるわけであります。

○天田勝正君 五十四ページ、(7)ここに信託の終了のことがいろいろ書いてあります。その三行目に「委託者が解任されたとき」とあるけれども、これはまあ少し舌足らずで、委託者が受託者を解任したときという意味だと思ひますが、違つていればあとで直して貰つて、そうするとここに心配になることは、今の舌足らずの問題ではございませんで、ある個人がある農業資産を信託しようという場合でありますけれども、これは受託者のほうからそれを辞することが出来るわけですね。そういうしますと農業資産などは金銭ではありますから、遠くのほうへ持つていって信託するというわけには参りません、現実の問題として。しかし自分の所在の農業協同組合において受託を辞することができると、ここに書いてあるんでありますから、初めから引き受けることをしないということもあり得るんだらうが、そういうところの救済規定というものはないのですか。もう一つつけ加えますと、そういう場合には、農業協同組合も御承知のとおり合併の指導を行なつております。農林省もそれから各県におきましても指導を行なつておる。でき得べくんば今日の合併された町村に農協という形にして経済力をつけたいという指導でございます。そうだとしますと、もうそれ自体が一市町村といつても、非常に広範囲になりまして、なかなか信託をする場合でも容易でない、これが拒否をされたという場合は、一体どうなるのか、こういう疑点が出てきますがいかがでしよう。

○政府委員(坂村吉正君) 先ほどの五十四ページの(7)の三行目の「委託者」というのは「受託者」のミス・プリントでありまして、委託者では意味がわからなかつたわけでありまして、「受託者が解任されたとき」ということでもございいます。またここに申しわけございませうが、ミス・プリントでございます。それからもう一つの受託者が引き受けなかつた場合、これは当然ございしますので、そういう場合もございいます。たとえば売り渡し信託を頼まれましたも、これは売れる見込みがない、そういう場合に、これは信託を引き受くべきじゃないと思うのでございいます。そういう場合もございいます。そういううなときには、この信託関係の規定に、特に規定はございませぬけれども、救済としては、ほかの隣りの農協に持つていって頼むとか、あるいはそのほか便宜をいうことのできるようなところを持つていって頼む、これは実際問題として員外利用のような仕方で行なわれるというふうな指導して参りたいと思つております。

○天田勝正君 私はなぜこの質問するかというと、多分坂村局長もわかつておるのだらうと思うのだけれども、今日でもまだ農村には封建性がかんり残つておつて、村八分などもときたまあります。でありますから、かように「受託者の任務を辞したとき」ということになりまして、一応受託しておいて辞するといふ、こういうやむを得ない事例はあるかも知れませんが、それをすつてつべんから受託をしない、実際は村八分の、村の有力者にそういう感情を持たれておらないといううなことで、農協法や農地法とは全然別個な基礎で、よりどころはこの法律に違ひないのだけれども、実を言うに、全然別個な理由に基づいて受託されなかつたといううなことも、私はあり得ると思う。それは法律的根拠がなくしてさへ村八分があつたりする。その救いは人権擁護局以外にはないというのが今日でありますから、これは受託だけは義務づける必要があるのではないかと、私が思ひます。

○政府委員(坂村吉正君) おっしゃるとおり、農村の実態におきましては、そういううな実態もないではないと思ひます。その中でございまして、事が非常に重大な、これは財産を預つて運用する信託の問題でもございします。で、ですから、これは非常に経済的には責任のある仕事になりますわけでございます。そういう意味におきまして、受託者の保護というものもいろいろ講じてありますし、受託者が仕事をやつていく場合におきまして、いろいろの規制があります。そういううな関係で、実際問題としてやれもしないものを引き受けて、受託をしまし、そしてそのまま放つておくというわけにはなかなかいかないと思ひます。が、実際問題としては、やはりほんとうにやれるものを引き受けて、そして、やっていかなければならぬ、指導せざるを得ないと思ひます。実際の運用としましては、いろいろこまかい問題が起きて参ると思ひますが、その点は実情に合うようにひとつ検討して指導して参りたいと思ひます。

○天田勝正君 実際にやれるものと、そう割り切つてしまつて、やれるものもやれないことになるので、やれないと思つたものが、けつこう努力してみようとやれたという事例は、普通世間一般のもろもろの事柄にあるわけですね。政治の問題にしたつて、にっちもさつちも、どうにもならない事態が起きて、まあ二日も、三日も努力してみようと案外打開の道がある。こういうことだつてしつちゅうみな個々の議員は経験してゐることでありまして、だからすつてつべんからこれはとても望みはないといふことでなしに、一応は受託しなければならぬ。しかしその努力をするによつてなにかおかつた見込みがないか、そういうときに「受託者の任務を辞したとき」とここにはめるのが私は親切じゃないか。なぜかといふと、最近の法律はとくわかれわれ野党のほうからすれば実効のない訓示規定のような条文が非常にあるんですよ、だから訓示規定とはいひませんけれども、訓示規定的なものであつても、一応の義務は、今度受託という義務が農協に課せられた、しかしこれは義務ばかりでなく権利を持つたのだ。その次にすぐ出てきますように、信託法なんかでも都合の悪い部分はこれは適用しない、つまり優遇された権利が与えられておるのですね、他の信託事業よりか。そういうわけで義務だけじゃないんで、権利も農協は取得するんでありますから、それは多少組合員が委託する場合に義務がいささか大きくなつても私は当然だと思ひます。そうしますと、どう考えても一方の農協の受託義務のほうがかうも軽過ぎる。そうすると今さらになつて、あと二日しかないのに法律を修正して政府が出しなかつた、何か政令なり省令なりで、もっと親切にしなかならぬと思ひますが、この点どうですか。

○政府委員(坂村吉正君) お言葉でございますけれども、私もやはりあまり

これを義務づけるといううな姿でい

然別個な原因も確かにあるんでありま

員になつて、

政治の問題にしたつて、にっちもさつ

ちも、どうにもならない事態が起きて

ざいますけれども、私もやはりあまり

これを義務づけるというふうな姿でいくのは、こういう非常に大事な財産を預かっていく問題でございますから、非常に問題であらうと思います。それでその点を片づけるのが協同組合に信託をやらせる、こういうところで協同組合というものは、組合員の実態をよく知っており、それから信用状態も知っております、人間も知っております。そうしてそこでいろいろ実情に応じてこの処理ができる。協同組合というのは、御承知のように今後の農業構造改善についても積極的な意欲を持っておるものであり、持つべきものでありますから、そういう考え方でこの問題は協同組合にやらせる、こういうところろで今のようない問題が片づけたほうがいいんじゃないかという趣旨で、協同組合に信託をやらせる、こういうことを考えたわけでありまして、また「辞したとき」という言葉であります、これは信託法のように規定がございまして、委託者の承認を得なければ、承諾を得なければ辞することができないと、こういうふうなことがございまして、その条文中も当然引用されておるのでございまして、勝手に中途でやめるといふようなことはできないわけでございます。事務的にはそういうふうな問題でございまして、全体の精神としては今のようない問題は、御指摘のようない問題は協同組合がやるといふようなところで片づけていきたい、こういうつもりでございます。

○天田勝正君 これだけで時間を取って仕方がありませんから先に進みますが、ぜひさっき私が心配したように、すつてべんから受け付けないということについては、農地法、農協法等全

然別個な原因も確かにあるんでありますから、指導上誤りないように希望しておきます。

それでは今の信託法の関係であります、すぐ次に出て参りますこの「信託事業に適しない信託法の規定は適用しない」これは政令で定めましか。あるいはどういふものを適用しないかということをする、そこで御答弁が出来ますか。

○政府委員(坂村吉正君) 十条と十一條で信託法の適用除外の規定がございまして、その内容でございまして、が、まあ、いろいろたくさんあります、が、おもなものを申し上げますと、受益者の指定の規定、それから受託者が辞任または解任したとき、裁判所が管理人を選任する、これは行政庁に権限に関するもので、適用されないことになっております。それから公益信託に関する規定も適用されない、これは農協では公益信託はやっておりませんので適用がない、そういうふうなきわめて技術的な問題であります。

○天田勝正君 五十六ページの「組合員資格の整備」のところを見ていただきます。これには整備のいろいろな要件が示してありますが、特に真ん中ほどから言いますと、「地区内に住所を有する農民が主たる構成員となつて、協同組合の増進を図ることを目的とするもの」に准組合員資格があることを明記する等、現に農業協同組合の組合員たる資格を有する当該組合の地区内に住所を有する農民の組織する団体の規定を整備すること、こうあるのであります、この「農民が主たる構成

員となつてゐる団体」とは、それはいかなるものでもかまいませんか、いかがです。

○政府委員(坂村吉正君) いかなるものでもという意味ではございませんで、農民が主たる構成員となつてゐる団体で、協同組合の増進を図ることを目的とするものに准組合員資格を与える、こういうことでございます。

○天田勝正君 だからその条件を満たしておしえさすれば、どういふものでも差しつかえありませんか。

○政府委員(坂村吉正君) そのとおりでございます。

○天田勝正君 だから言葉をかえて言うならば、株式会社のごときものは協同組合でないからだめだ、こういう解釈でいいのです。そうですね、当然に。

○政府委員(坂村吉正君) そのとおりでございます。ただし、後段のほうにございまして、「組合員が主たる構成員又は出資者となつてゐる法人に新たに農業協同組合連合会の准組合員たる資格を与えるものとすること」こういうことでございます。

○天田勝正君 もっと先に進みます。五十八ページ、理事の項ですがね、(5)にありますが、組合員でない者でもこの理事になれる。これは過日もちよつと触れたところでありまして、それはどういふ理由か。また組合員でない者を理事にするというところに、何かこの新しい法人組織に利益がもたらされるという観点でございまして。

○政府委員(坂村吉正君) 今までこの問題につきましては、いろいろ長い間議論がありました問題でございまして、

が、実際農業協同組合の末端における運用の状態を見ますと、これは何と云ふか、現在では参事とかいろいろ名前前でほんとうに農協の運営に打ち込んでゐる者がございまして、ですからそういうような者がいつまでも職員であつて、なかなか理事になれないというふうなことは、ほんとうにやばい、協同組合を能率的に運営していく場合に、はたしてどうであらうかということも考えなければいかぬと思うのでございまして、ですからそこで今度新しく全体の理事の四分の一をこゝろで今度新範囲内においては、いわゆる組合員でなくとも、そういうこと専門の組合を運営していくためのいろいろな人を入れておけるわけでございます。

○天田勝正君 特段の事由があつたわけではなくて、やはり農協専門家といふものをいれ得る道を講じたほうがいいんじゃないか、こういうお考えだと察します。そこでおそろくはこの制度を取り入れることによって、さらに農協組織といふものが活発というのか、そういう言い方ができるというのか、むしろ単協でなくて、県もしくは全国の段階においてその効用がある、こういうことですか。

○政府委員(坂村吉正君) 連合会の段階におきましては、さうでございます、それから単協の場合においても、現実にはやはりさういふ問題がございまして、ほんとうに組合員で百姓をやつてゐる者でなければ理事にはなれないというふうなことでございまして、場合によつては組合の運営にも支障があるというふうな場合もあるものでございまして、全体的にこの問題は考へてお

いていいんじゃないかというふうに考へております。

○天田勝正君 次に、過日米同僚委員からずいぶん述べられたことであります、出資農事組合法人の剰余金の配当ですが、これは出資者に対する配当よりも事業分、利用分、こういうものを優先的に扱つたのだというふうなことで、出資に対する配分の方法は金銭に換算してその六分に押える。こういうことで、いわゆる普通の会社や、そういうものに對する利益配当という分は少なくして、従事配当、利用配当、このほうを優先にしたというところは、どうも優先というふうには私は考えられないのです。ただ並べてはあつたところなんです、その点は確かに優先してゐるのでしょうか。

○政府委員(坂村吉正君) おっしゃる通り、優先にしているわけではございません。両方どちらでも自由に選べると、こういう考え方でございます。

○天田勝正君 もちろん各種の混合もあり得る、それは農林省のほうで、何でもか、省令みたいなものを明示する考えはあるのですか。

○政府委員(坂村吉正君) おっしゃる通り混合でございまして、これはいろいろ出資をどういふ姿でやるかという問題もございまして、それから利益がどのくらい出るかというふうな、そういうこともございまして、これは画一的にきめて指導するようないことは考へておりません。

○天田勝正君 それから将来は、今回制定さるべき農事組合法人と、それから農地法の土地所有制限の緩和の関連の問題ですがね、農事組合法人に對す

る貸付のことだけ今限定して聞きますが、貸付の場合には今までの制限、これも議論がややこしいなりまですから各県に幾らだと言わないで、内地平均一町歩と、こういうまあことに仮定して聞きますがね。一町歩は小作地として現在持てる。これを貸しておくことができる。しかし、今度は一町歩をこえても農事法人に貸付なり出資なりというものはもちろんできる。自分の持っているものを貸すのですから、出資ももちろんできるが貸付もできる。その場合、一町歩でなくても一町五反でもいいという今度なるわけですから、貸付の当初は一町歩以上はないわけですね。自分の耕作地の三町歩というのは別ですよ、貸付地です。当初においては一町歩しかない。そうすると、金のある者は一町歩は一応貸しておいて、後に他にどんどん買い込んでこれを貸し付けるといことが可能である、こういうことですか。

○政府委員(庄野五一郎君) 農業生産法人に對しまする農地の貸付、これは貸し付けるほうの側は、自作地を貸し付けることになるわけでございます。転貸も認められるわけでございますが、その農業生産法人の常時従事する構成員の場合、これは在村一町歩の制限をはずしてございます。それから転貸も認められるわけでございますが、農業生産法人の常時従事する構成員に限りまして、その自作地をその法人に転貸する場合に、在村一町歩という保有制限を撤廃して、それから転貸もできる、こういうことであります。

○天田勝正君 私の説明もこれはちよ

とややこしいものだから、農地局長の受け取り方のほうも、全部受け取っておられないのじゃないかと思ひます。つまり、この法律が明日あたりかりに成立して、そうしてその翌日に組合を作る場合を仮定する。その場合に、こういうものに貸す場合には、今までの一町歩の制限をゆるめる。こういうことになっている。ゆるめるけれども、たとえばあした法律が通つてあさって作るとい場合には、現実には一町歩以下しか持っていない。そこで新しくできる法人に貸す。そうすると、そこは一町歩で一応釘づけに私はなるのじゃないか。それをはずすということには、それは次々に土地を買つてこれに貸し付けるといことができるといこととじゃなからうか、こういうことを聞いているのです。

○政府委員(庄野五一郎君) 御質問の趣旨でございますが、現在におきまする農地法では、農地を取得する場合の許可の問題といたしまして、農地法第三條の第二項の五号に、内地、都道府県では三反歩に達しない場合はその者が取得することは許可できないということになっておるわけですね。北海道では二町歩、都道府県では三反歩に達しない者が農地を取得する場合は許可できない、こういうことになっておるわけですね。取得の結果三反歩をこす場合は取得できる、これは一般の法人である農民の場合を規定してございますが、それが今現行法では原則でございますが、改正法では、第二号に掲げる権利を取得しようとする者(農業生産法人を除く)こういうふう書いてございます。農業生産法人が農地法上の権利

取得、これは所有権もございまして、賃借権もございするが、そういう場合にはゼロから出発できる、こういうことに相なっております。

○天田勝正君 個人のほうは、今庄野局長が説明されたように、所有権も取得できれば、賃借権も、永小作権ももろもろある、取得できるでしょうが、今度はそれに売るほう、貸すほう、こういうことになりまして、貸すほう、この場合は、私は貸すほうだけを伺つておる。貸すほうだけにしますと、当初法律が、つまり作つた、成立した直後において法人を作る場合に、その法人に從來持つておる小作地を貸そうという場合は、幾ら貸そうたつても、また從來の小作人が返還したつても、一町歩をこえるものは持つておるはずがない、こういうふうな仮定に立つたのです。それは、今まで借りておつた者が返さなければ、借りておるほうのそのまゝ転貸、こういうことになるでしょう、新しい法人に對して、そうである、そうそうである、それはとにかくかえつてくると仮定して、その場合に、新しい法人に貸すのは一町歩しかない、けれどもこのワケがはずれておるから、あとをどんどん買い込んできて、またその法人に貸すということが、法人の場合は可能なんだというふうに法律では書かれておると思うのです。そのとおりなのかと聞いているのです、いかがですか。

○政府委員(庄野五一郎君) 御質問の趣旨をもう一べん私は言いますから……農業生産法人に常時従事する構成員が農地を賃借する場合、これは自作地を農業生産法人に貸し付ける場合でございますが、そのときにその常時従事する構成員が二町歩の自作地を持つておる場合に、一町歩を貸し付けておく。それは在村でございしますれば一町歩保有制限、從來ならば保有制限一町歩しか貸し付けられなかった。それを二町歩の保有地を貸し付けるといことは、今度の改正法では自作地を貸し付ける場合にはできる、こういうことになるわけでありまして、それで二町歩が結局常時従事する構成員たる貸し付け農民の保有地になるわけでございますが、その農民がさらにみづから経営することが適正である、みづから経営することが適正であるといふことの三條の原則によつて自作地を、農地の所有権を取得できるかという、こういう御質問ではないかと思ふのですが、それは三條によつて許可できるわけでありまして、そして、それをみづから適正に耕作する場合、こういう場合にその保有制限、自作地の保有制限二町歩を持つておるから、さらに一町歩を借りる、買つてくるということができるわけでございますが、今度はその場合に、その個人が買つてきた小作地をさらに法人に賃借できるか、こういう問題かと思ひますが、この法人に貸し付けるために常時従事する個人が買つてくることは、おそらく問題であらうかと思ひます。三條の許可を得るときには、みづから耕作する場合、個人が農地を取得する場合はみづから耕作する場合、自家努力によつて適正に耕作するといふことになっておる。その制限はかかつてくる。取得はできません。

○天田勝正君 その小作地の部分は大体わかつてきた。関連しまして、このことに触れようと思つてさつきも質問をしたわけですが、今のところ内地の自作地の平均が三町歩、それで北海道が十二町歩、こういうことになっておるわけですね。それとも県々によつて違ふのは違ふのだけれども、まあ質問するのにはめんどろから三町と仮定して質問します。そうすると、今まで貸つたような小作地の点はあつたわけかと、今まで三町歩以上持つたためには、今まで全然許可がなかったかというところ、今でも持つていた。例外的には、それはそれ以上持つていた。今でも持つていた。ところが、その例外的なものを今度は法則にしよう、原則にしようといふわけですね、今度。ですから今までは、適正に自家努力をもつて経営ができる、このところが一つの筋だ。これに当てはまれば、原則として今までの制限をこえてどんどん持つていく、こういうことなんです。であつて、それから、そうしますと、当初においては十分機械も入つたり、自分のところで適正に耕作ができる、その適正に耕作とは何だといふことになりまして、少なくとも労働量の過半数、過半数といふのはおかしいですが、過半数でしよう、過半数を自家努力をつぎ込んで、あとの労働に依存する。ここらのところまで適正な経営である、こういうことなるのです。ですからその基準に適合しさえすれば、制限の面積をこえてどんどん土地をふやすことができる。そこでふやした土地を、説明が中断しますが、私は過日も指摘したとおり、すてっぺんからこの新しい農業生産法人ができる場合に、農民の習性といひますか、習性からして、全部一切がさいをどんと出資す

るという例のほうが少なからうという
ことを過日も指摘した。おそく三丁
思ひます。それで法人に賃貸する場
うでしよう。依存しているつてはな

ると例のほうが少ないという
ことを過日も指摘した。おそらく三町
歩持っている人ならば、とりあえずま
ず一町歩出資しようじゃないか、そし
てまたやってみると、こういう自己保
存本能が農民というものはずいぶんあ
るのですよ。だから、そういうことを
途中説明を入れるとまた質問がわかり
にくくなりますので、とにかく一
応三町歩以上取得しようという場合に
は、自家労力で一応一町歩を取得
した、そこで前の三町歩の一町歩なり
二町歩なりというものは、生産法人の
ほうにもはや出資した、でもそれと
り自分のところは三町歩だからやはり
それはそれでできる。しかし、その
うちの一町歩を出資する、そうしま
すとこれは無限に繰り返されるよう
になると思うが、そのとおりですか。

○政府委員(庄野五一郎君) 第三條の
二項の三号の問題かと存じます。個人
の場合は今度の改正によりまして、従
来は三町歩を原則としてこせない、た
だ例外的に自家労力によりまして効率
的に耕作できるという場合は三町歩を
こせる、こういうことになっておた
わけでございますが、これを最近にお
きまする農業事情あるいは農業技術の
発展、そういう点から考えまして、
これを「主としてその労働力に依存す
るだけでは効率的に利用して耕作又は
養畜の事業を行なうことができないと
認められる場合」は許可しない。反対
にいたしますと原則として、主として
その労働力に依存して効率的な経営が
できるという場合は許可する、こうい
うことにしたわけでございます。それ
でこれは法人とからめての御質問だと

思います。それで法人に賃貸する場
合等をまず原則として考えますれば、
一町歩以上の在村地主として賃貸しが
できるという場合には、法人の業務に
常時従事するというのが必要になっ
てくるわけでございます。それで御設
問のように片一方で法人の経営をや
り、それからなお残存する農地につい
て個人経営をやっておる、こういうよ
うな御質問の場合に、個人の経営につ
いて農地が無制限に取得できるか、こ
ういふような御質問だと思えますが、
それは三條二項の三号の規定の趣旨に
照らしまして、その個人としては法人
の構成員として常時従事している半
面、自己の個別経営の農業も経営して
いる。それで残りした個別経営の労
働力をもって、主としてその労働力を
もって、三町歩をこせるかどうかとい
うのが判定の基準になるわけです。そ
のときにはやはり法人の構成員になっ
ている労働、常時労働に従事する労働
というものもあわせ考える、そして
残った労働力で、主として個別経営が
効率的にできるかどうかという判定を
しなければいけません。できなければ三町
歩をこせない、こういうことになるわ
けであります。

○天田勝正君 もっと端的に聞きます
よ、確かに農業生産法人は常時従事者
というものを重く見まして、それが議
決権が過半数と、かりに出資したまま
でちつとも常時従事してないという
方は幾らたんと出資しよう、議決権
のほうは半分以下だ、こういうふう
に常時従事者というものを重く見て
わけです。その趣旨はけっこうなん
です。けれどもその構成の常時従事者
だけに限定しているわけじゃない、そ
うでしょう。依存しているわけではな
い。五分の一については、構成員以外
の労働に依存しても差しつかないこと
になっている。でありますからこのご
ろ機械化していれば、私は個別経営の
ほうではあとどんだけ借り入れて、
またそれを右から左という言葉が当た
るか当たらないか知らぬけれども、逐
次に少なくとも五軒集まればかりに三
十町歩を経営する、こういう場合にそ
の五分の一である六町歩分について
は、他の労働に依存して一向差しつか
えないんですから、ですから無制限に広
がる、とはいふ過ぎでありますけれど
も、とにかく一戸でかりに六町歩づつ
出資するものならば、そんなことはお
そらくないから、四軒ばかりに二町歩
づつ出資をした、四世帯については二
町歩づつ出資して合計八町歩だ。そう
するとあとの二町歩というものは
一人の人が出資なり貸与なり、こうい
うことが可能ではないか、その可能の
限度まではやはり買入れ、兼併という
ものができる。昔のように何千町歩と
いう大地主はないにしても、今現在の
農業技術からしても数十町歩の地主と
いうものはそこに派生してくる可能性
は確かにあるのじゃないか、こう思う
のですが、どうですか。

○政府委員(庄野五一郎君) 今五分の
一の従事をやればよいと、こういう御
設例をお出しになりましたが、五分の
一というのは、農事組合法人の員外雇
用をやる場合でございます。それは農
地法上の農業生産法人になって参りま
すためには、農地法の第二條第七項の
第五号の要件、その法人の事業を行な
うのに必要な労働力のうちその構成員
以外の者に依存する部分が省令で定め

る基準をこえないこと。」ということ
で、省令で定める基準は二分の一とい
うことに考えております。それで結局
その法人の業務を行なうに必要な労働
力、必要労働力とこう申しております
が、それはその構成員が二分の一以上
に従事しなくてはならない、こういう
ふうな要件が、農業生産法人として農
地法上の権利主体になるためにはか
ぶってくる、こういうことを御承知置
き願いたい、こう思います。

○天田勝正君 それは知っておりま
すよ。

○委員(橋原茂嘉君) ちょっと速記
をとめて。

○委員(橋原茂嘉君) ちょっと速記
をとめて。

○委員長(橋原茂嘉君) 速記をつけて。
本日は、この程度にいたします。こ
れにて散会いたします。
午後五時五十一分散会

昭和三十七年五月十一日印刷

昭和三十七年五月十二日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局